

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		過疎地域における事業用設備等に係る特別償却
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税1) (法人住民税、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目	(所得税、個人住民税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 法人又は個人が、平成 31 年 3 月 31 日までに、過疎地域内に取得価額の合計が 2,000 万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、建物・機械等の資産について特別償却を認める措置。 ○対象事業及び特別償却対象設備 ・製造業…機械及び装置、建物及び附属設備 ・旅館業…建物及び附属設備 ・農林水産物等販売業…機械及び装置、建物及び附属設備 ○特別償却率:機械及び装置…10/100、建物及び附属設備…6/100
			《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、平成 33 年 3 月 31 日までとする。
			《関係条項》 過疎地域自立促進特別措置法第 30 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27
5	担当部局		自治行政局地域自立応援課過疎対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成 30 年8月 分析対象期間:平成 26 年度～32 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 45 年創設 平成2年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加 平成 12 年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。 平成 17 年度:適用期限の2年延長 平成 19 年度:適用期限の2年延長 平成 21 年度:適用期限の1年延長 平成 22 年度:過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の1年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。 平成 23 年度:適用期限の2年延長 平成 25 年度:適用期限の2年延長 平成 27 年度:適用期限の2年延長 平成 29 年度:過疎地域自立促進特別措置法の改正 適用期限の2年延長。対象事業から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。

8	適用又は延長期間		2年間(平成31年4月1日～平成33年3月31日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過疎対策については、昭和45年以来、4次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、現行法は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を目的としている。 過疎法では、過疎地域自立促進のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、安定的な雇用を増大することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。 その施策の一つとして、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の特例が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、本制度は、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを政策目的とする。 《政策目的の根拠》 【過疎地域自立促進特別措置法】 ○第1条 この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。 ○第3条 過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。 一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。 ○第4条 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。 ○第30条 過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業(過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

		【「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年6月 15 日閣議決定)】 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 6. 地方創生の推進 (5)これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展 人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫を活かした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。 【過疎地域自立促進特別措置法の改正に係る決議(平成 22 年3月)】 ○衆議院総務委員会 「過疎対策の推進による過疎地域の自立促進に関する件」 (前略)政府は、過疎対策の推進に当たって次の事項の実現を図り、過疎地域の自立促進に万全を期すべきである。 一～三(略) 四 過疎地域の置かれた現状を踏まえ、今後は特に、地域医療の確保、就業機会の創出、生活交通の確保、情報通信環境の整備、子育ての支援、地域間交流の促進等が積極的に実施されるようにすること。 五～六(略)
②	政策体系における政策目的の位置付け	平成 31 年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)
③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎地域自立促進特別措置法の目的は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域の自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが達成目標の一つとなっている。国はその目的を達成するため必要な施策を講ずることとなっており、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。 ○測定指標 ・過疎地域における本特例を活用した設備投資に伴う新規雇用者数 ○目標値: 本特例の適用期間中(平成 31 年度～32 年度)の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 568 人(根拠)10④の本特例の効果の見込みに基づく。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講じることにより、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資が促進され、雇用機会の拡大を図ることができる。 また、農林水産物等販売業は、多くの過疎地域において身近な産業であるところ、近年では、いわゆる6次産業化など、地場産品を地域振興につなげる試みが各地で取り組まれており、本特例により、農林水産物等販売業の設備投資を促し、過疎地域の産品を活かした産業を振興させ、雇用の増加につなげることができるものとする。 本特例の政策目標は、過疎地域の雇用の増大であり、上記の達成目標の実現が、すなわち政策目的の実現につながるものである。																																																						
10	有効性等	① 適用数	<table><tr><th></th><th colspan="5">適用件数(件)</th></tr><tr><th>年度</th><th>製造業</th><th>旅館業</th><th>コールセンター</th><th>農林水産物等販売業</th><th>合計</th></tr><tr><td>平成26年度</td><td>71</td><td>1</td><td>0</td><td>-</td><td>72</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>66</td><td>2</td><td>0</td><td>-</td><td>68</td></tr><tr><td>平成28年度</td><td>66</td><td>2</td><td>0</td><td>-</td><td>68</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>68</td><td>2</td><td>-</td><td>0</td><td>70</td></tr><tr><td>平成30年度</td><td>67</td><td>2</td><td>-</td><td>2</td><td>71</td></tr><tr><td>平成31年度</td><td>67</td><td>2</td><td>-</td><td>2</td><td>71</td></tr><tr><td>平成32年度</td><td>67</td><td>2</td><td>-</td><td>2</td><td>71</td></tr></table> ※下線を付した年度は、推計値を記入している。 ○実績の計上根拠について 件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成28年第190回国会提出、平成29年第193回国会提出及び平成30年第196回国会提出)による。ただし、平成29年度以降の適用件数については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。(※) ※ 農林水産物等販売業の適用件数については、平成30年度に過疎対策室が、過疎地域で製造業、旅館業及び農林水産物等販売業を営んでいると思われる事業所(抽出した500事業所)を対象に実施したアンケート調査(以下「事業者アンケート」という。))の結果に基づき、算出した。(回答率39.0%) この事業者アンケートの結果、農林水産物等販売業を営む事業所が、平成30年1月～5月の間に設備投資を行い、本特例を活用する見込みがあると回答した事例が1件あったため、平成30年度以降の農林水産物等販売業の適用件数については、アンケートの回答率(39.0%)を踏まえ、1年間に2件と推計した。 ○推計値の算出方法 (1)製造業、旅館業 ・平成29年度:平成26年度～28年度の3年平均 (少数点以下四捨五入。以下同じ。) ・平成30年度:平成27年度～29年度(見込み)の3年平均。 ・平成31年度:平成28年度～30年度(見込み)の3年平均。 ・平成32年度:平成29年度(見込み)～31年度(見込み)の3年平均。		適用件数(件)					年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計	平成26年度	71	1	0	-	72	平成27年度	66	2	0	-	68	平成28年度	66	2	0	-	68	平成29年度	68	2	-	0	70	平成30年度	67	2	-	2	71	平成31年度	67	2	-	2	71	平成32年度	67	2	-	2	71
	適用件数(件)																																																								
年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計																																																				
平成26年度	71	1	0	-	72																																																				
平成27年度	66	2	0	-	68																																																				
平成28年度	66	2	0	-	68																																																				
平成29年度	68	2	-	0	70																																																				
平成30年度	67	2	-	2	71																																																				
平成31年度	67	2	-	2	71																																																				
平成32年度	67	2	-	2	71																																																				

		(2)農林水産物等販売業 ・平成 30 年度～32 年度:事業者アンケートの結果を踏まえ、1年間の適用件数を2件と推計 ○想定外に僅少であるか否かについて 平成 27 年度実績(68 件)及び平成 28 年度実績(68 件)は、前回評価(平成 28 年8月)における見込み(平成 27 年度(74 件)、平成 28 年度(74 件))と比較して、想定外に僅少であるとは言えない。																																																						
②	適用額	<table><tr><th></th><th colspan="5">適用額(特別償却限度額)(千円)</th></tr><tr><th>年度</th><th>製造業</th><th>旅館業</th><th>コールセンター</th><th>農林水産物等販売業</th><th>合計</th></tr><tr><td>平成 26 年度</td><td>1,794,632</td><td>15,531</td><td>0</td><td>－</td><td>1,810,168</td></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>855,341</td><td>13,228</td><td>0</td><td>－</td><td>868,571</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>1,105,191</td><td>28,317</td><td>0</td><td>－</td><td>1,133,511</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>1,251,721</td><td>19,025</td><td>－</td><td>0</td><td>1,270,746</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>1,070,751</td><td>20,190</td><td>－</td><td>11,000</td><td>1,101,941</td></tr><tr><td>平成 31 年度</td><td>1,142,554</td><td>22,511</td><td>－</td><td>11,000</td><td>1,176,065</td></tr><tr><td>平成 32 年度</td><td>1,155,009</td><td>20,575</td><td>－</td><td>11,000</td><td>1,186,584</td></tr></table> ※平成 26～28 年度の実績は、単位未満の端数処理のため、合計と内訳の計が一致しない。 ※下線を付した年度は、推計値を記入している。 ○実績の計上根拠について 適用額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 28 年第 190 回国会提出、平成 29 年第 193 国会提出及び平成 30 年第 196 国会提出)による。ただし、平成 29 年度以降の適用額については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。(※) ※ 農林水産物等販売業の適用額については、事業者アンケート調査の結果に基づき、算出した。 事業者アンケート調査の結果、農林水産物等販売業を営む事業所が、平成 30 年1月～5月の間に 55,000 千円の設備投資を行い、本特例を活用する見込みがあると回答した事例が1件あった。 なお、当該調査は平成 28 年1月から平成 30 年 5 月までの間における本特例措置の適用実績を調査するものであり、平成 29 年度の農林水産物等販売業の適用実績は 0 件との結果であったため、当該年度の推計値を 0 件としている。 また、適用額については、事業者アンケート調査で把握した上記の事例の実績額(平成 30 年度に 55,000 千円の機械の購入)に、特別償却率(機械及び装置 10/100)を乗じた金額(55,000 千円×10/100＝5,500 千円)を算出し、1年間の適用件数(2件(推計))を乗じて算出した。		適用額(特別償却限度額)(千円)					年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計	平成 26 年度	1,794,632	15,531	0	－	1,810,168	平成 27 年度	855,341	13,228	0	－	868,571	平成 28 年度	1,105,191	28,317	0	－	1,133,511	平成 29 年度	1,251,721	19,025	－	0	1,270,746	平成 30 年度	1,070,751	20,190	－	11,000	1,101,941	平成 31 年度	1,142,554	22,511	－	11,000	1,176,065	平成 32 年度	1,155,009	20,575	－	11,000	1,186,584
	適用額(特別償却限度額)(千円)																																																							
年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計																																																			
平成 26 年度	1,794,632	15,531	0	－	1,810,168																																																			
平成 27 年度	855,341	13,228	0	－	868,571																																																			
平成 28 年度	1,105,191	28,317	0	－	1,133,511																																																			
平成 29 年度	1,251,721	19,025	－	0	1,270,746																																																			
平成 30 年度	1,070,751	20,190	－	11,000	1,101,941																																																			
平成 31 年度	1,142,554	22,511	－	11,000	1,176,065																																																			
平成 32 年度	1,155,009	20,575	－	11,000	1,186,584																																																			

		○推計値の算出方法 (1)製造業、旅館業 ・平成 29 年度:平成 26 年度～28 年度の3年平均 (少数点以下四捨五入。以下同じ。) ・平成 30 年度:平成 27 年度～29 年度(見込み)の3年平均。 ・平成 31 年度:平成 28 年度～30 年度(見込み)の3年平均。 ・平成 32 年度:平成 29 年度(見込み)～31 年度(見込み)の3年平均。 (2)農林水産物等販売業 ・平成 30 年度～32 年度:事業者アンケートの結果を踏まえ、1年間の適用件数2件×5,500 千円と推計 ○特例の対象の偏在性について 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 28 年第 190 国会提出、平成 29 年第 193 回国会提出及び平成 30 年第 196 回国会提出)によれば、別紙1のとおり、多数の業種で適用実績があり、本特例の適用が一部の業種に偏っているということはない。 また、過疎対策室が平成 30 年度に過疎市町村を対象に行った調査(以下「過疎対策室調査」という。)によれば、平成 29 年度実績は、本特例を適用した法人事業所が確認された団体は 48 市町村であり、都道府県でみると 25 道県にまたがっており、地域的にも偏りはない。																																																						
③	減収額	《法人税》 <table><tr><th></th><th colspan="5">法人税の減収額(千円)</th></tr><tr><th>年度</th><th>製造業</th><th>旅館業</th><th>コールセンター</th><th>農林水産物等販売業</th><th>合計</th></tr><tr><td>平成 26 年度</td><td>457,631</td><td>3,960</td><td>0</td><td>－</td><td>461,591</td></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>204,426</td><td>3,161</td><td>0</td><td>－</td><td>207,587</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>258,615</td><td>6,626</td><td>0</td><td>－</td><td>265,241</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>292,903</td><td>4,452</td><td>－</td><td>0</td><td>297,355</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>248,414</td><td>4,684</td><td>－</td><td>2,552</td><td>255,650</td></tr><tr><td>平成 31 年度</td><td>265,073</td><td>5,223</td><td>－</td><td>2,552</td><td>272,848</td></tr><tr><td>平成 32 年度</td><td>267,962</td><td>4,773</td><td>－</td><td>2,552</td><td>275,287</td></tr></table> ※下線を付した年度は、推計値を記入している。 ○実績の計上根拠について 減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 28 年第 190 回国会提出、平成 29 年第 193 回国会提出及び平成 30 年第 196 国会提出)による。平成 29 年度適用件数については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。 ○法人税の減収額の算出方法 前述の 10②の適用額(特別償却限度額)に、基本税率(平成 26 年度:25.5%、平成 27 年度:23.9%、平成 28 年度～29 年度:23.4%、		法人税の減収額(千円)					年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計	平成 26 年度	457,631	3,960	0	－	461,591	平成 27 年度	204,426	3,161	0	－	207,587	平成 28 年度	258,615	6,626	0	－	265,241	平成 29 年度	292,903	4,452	－	0	297,355	平成 30 年度	248,414	4,684	－	2,552	255,650	平成 31 年度	265,073	5,223	－	2,552	272,848	平成 32 年度	267,962	4,773	－	2,552	275,287
	法人税の減収額(千円)																																																							
年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計																																																			
平成 26 年度	457,631	3,960	0	－	461,591																																																			
平成 27 年度	204,426	3,161	0	－	207,587																																																			
平成 28 年度	258,615	6,626	0	－	265,241																																																			
平成 29 年度	292,903	4,452	－	0	297,355																																																			
平成 30 年度	248,414	4,684	－	2,552	255,650																																																			
平成 31 年度	265,073	5,223	－	2,552	272,848																																																			
平成 32 年度	267,962	4,773	－	2,552	275,287																																																			

		平成 30 年度:23.2%、平成 31 年度～32 年度:23.2%(見込み))を乗じて算出(小数点以下四捨五入)。 《法人住民税、法人事業税》 <table><tr><th></th><th colspan="3">地方税の影響額(千円)</th></tr><tr><th rowspan="2">年度</th><th rowspan="2">法人住民税</th><th colspan="2">法人事業税</th></tr><tr><th>事業税</th><th>地方法人特別税</th></tr><tr><td>平成 26 年度</td><td>79,853</td><td>73,803</td><td>71,221</td></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>29,628</td><td>41,219</td><td>28,063</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>34,677</td><td>48,484</td><td>50,503</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>48,053</td><td>54,502</td><td>49,929</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>37,453</td><td>48,068</td><td>42,832</td></tr><tr><td>平成 31 年度</td><td>40,061</td><td>50,351</td><td>47,755</td></tr><tr><td>平成 32 年度</td><td>41,856</td><td>50,974</td><td>46,839</td></tr></table> ※下線を付した年度は、推計値を記入している。 ○実績の計上根拠について 平成 26 年度～28 年度の影響額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(平成 28 年第 190 回国会提出、平成 29 年第 193 回国会提出及び平成 30 年第 196 国会提出)による。平成 29 年度以降については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。 ○推計値の算出方法 ・平成 29 年度:平成 26 年度～28 年度の3年平均 (少数点以下四捨五入。以下同じ。) ・平成 30 年度:平成 27 年度～29 年度(見込み)の3年平均。 ・平成 31 年度:平成 28 年度～30 年度(見込み)の3年平均。 ・平成 32 年度:平成 29 年度(見込み)～31 年度(見込み)の3年平均。		地方税の影響額(千円)			年度	法人住民税	法人事業税		事業税	地方法人特別税	平成 26 年度	79,853	73,803	71,221	平成 27 年度	29,628	41,219	28,063	平成 28 年度	34,677	48,484	50,503	平成 29 年度	48,053	54,502	49,929	平成 30 年度	37,453	48,068	42,832	平成 31 年度	40,061	50,351	47,755	平成 32 年度	41,856	50,974	46,839
	地方税の影響額(千円)																																							
年度	法人住民税	法人事業税																																						
		事業税	地方法人特別税																																					
平成 26 年度	79,853	73,803	71,221																																					
平成 27 年度	29,628	41,219	28,063																																					
平成 28 年度	34,677	48,484	50,503																																					
平成 29 年度	48,053	54,502	49,929																																					
平成 30 年度	37,453	48,068	42,832																																					
平成 31 年度	40,061	50,351	47,755																																					
平成 32 年度	41,856	50,974	46,839																																					
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 <table><tr><th></th><th colspan="3">実績</th><th>見込み</th><th colspan="2">目標値</th></tr><tr><th>年度 (平成)</th><th>27</th><th>28</th><th>29</th><th>30</th><th>31</th><th>32</th></tr><tr><td>本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人)</td><td>185</td><td>132</td><td>260 (うち推計 8 人)</td><td>284</td><td>284</td><td>284</td></tr></table> (注) 1 平成 27～29 年度の実績は過疎対策室調査により把握(※) 2 平成 30 年度は見込み値。 3 平成 31 年度以降は目標値		実績			見込み	目標値		年度 (平成)	27	28	29	30	31	32	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人)	185	132	260 (うち推計 8 人)	284	284	284																	
	実績			見込み	目標値																																			
年度 (平成)	27	28	29	30	31	32																																		
本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人)	185	132	260 (うち推計 8 人)	284	284	284																																		

			※ 平成 30 年 7 月の豪雨災害により、被災した 8 市は今回の調査の対象外としたため、8 市の平成 29 年度の実績については、過去の調査 3 か年分(平成 26～28 年度実績)における当該 8 市の新規雇用者の実績(計 25 人)から推計(25 人／3 年÷8 人)し、計上している。 当該 3 か年度における 8 市の新規雇用者の内訳(実績)は、以下のとおりである。 平成 26 年度(計 8 人) 内訳: 岐阜県関市(8 人) 平成 27 年度(計 10 人) 内訳: 広島県府中市(10 人) 平成 28 年度(計 7 人) 内訳: 岐阜県関市(7 人) 【平成 30 年度過疎対策室調査の対象外とした 8 市】 ・広島県: 呉市、尾道市、府中市、東広島市、三原市、江田島市 ・岐阜県: 関市 ・愛媛県: 大洲市 ○目標値(9③)の算出方法 (目標値: 本特例の適用期間中(平成 31 年度～32 年度)の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 568 人) 平成 30 年度の過疎対策室調査では、平成 29 年度に本特例の適用が確認された件数(事業所の数)は 69 件、本特例を活用した設備投資に係る増加雇用人数は 252 人であり、推計 8 人を加えて、平成 29 年度の新規雇用者数の実績を 260 人とした。 平成 30 年度の見込み及び平成 31 年度以降の目標値は、過疎対策室調査で把握した平成 29 年度の適用件数に対する増加雇用人数の比率(252 人／69 件÷4 人)を、10①の適用件数に当てはめて算出した(小数点以下四捨五入)。 なお、当該評価書で適用件数等の記載に引用している「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では、本特例措置を適用したことに伴う新規雇用者数が把握できないため、当室で実施している過疎対策室調査の結果(適用件数 69 件、新規雇用者数 252 人)を引用している。 ○所期の目標の達成状況 前回の事前評価(平成 28 年 8 月)では、平成 29 年度～30 年度における本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を 1,530 人と見込んでいたが、平成 30 年度に行った過疎対策室調査に基づく実績を踏まえると 544 人の見込みとなっている。 所期の目標との乖離が見られるが、この原因としては、所期の目標が、平成 26 年度に特例を活用して設備投資を行った事業者の実績(新規雇用者数 711 人、適用額 1,810,168 千円、適用件数 72 件)を基に推計されたものであるところ、直近の推計(H29 年度実績: 新規雇用者数 260 人、適用額 1,270,746 千円、適用件数 70 件)と比較すると、適用件数には大きな変化がないものの、一方で、適用額は平成 26 年度の 7 割程度に留まっており、事業者の設備投資が相
--	--	--	--

			対的に減ったことに伴い、雇用創出効果が想定よりも発現していないものと推察される。 ○旅館業、コールセンター業の適用件数が僅少である理由 旅館業及びコールセンター業に係る過去の適用数(平成 26 年度における旅館業 1 件及びコールセンター 0 件、27 年度における旅館業 2 件及びコールセンター 0 件並びに 28 年度における旅館業 2 件及びコールセンター 0 件)は、10 件未満と僅少になっている。 その理由としては、本特例措置の対象となる設備について、製造業は建物及び附属設備のほか機械及び装置も対象となっているが、一方で、旅館業については、建物及び附属設備のみが対象となっているところ、ホテルや旅館といった建物は日々の営業に不可欠なものであり、2,000 万円を超える新增設が頻繁に行われることが少ないことが旅館業の適用件数が僅少になっている要因と考えている。 また、コールセンター業については、平成 22 年の過疎地域自立促進特別措置法の改正の際、100 人規模の雇用の確保が図られることや、専門知識など高度な技術を必ずしも必要としない人材の雇用が生まれることなどが期待できると考えられたため、本特例措置の対象事業に追加されたものであるが、実際には、コールセンターの業務に必要な人員を過疎地域で確保することが困難であったことや、事業所の建物を新增設するのではなく賃貸形式で確保するケースが多かったことなどの理由により、適用実績がなかったことから、平成 29 年度以降は対象業種から除外されているものである。 ○農林水産物等販売業の適用件数見込みが僅少となっている理由 農林水産物等販売業は、多くの過疎地域において身近な産業であるところ、近年では、いわゆる 6 次産業化など、地場産品を地域振興につなげる試みが各地で取り組まれており、農林水産物等販売業の設備投資を促し、過疎地域の産品を活かした産業を振興させ、当該地域全体の雇用の増加につなげることができると考えられることから、平成 29 年の過疎法改正により、対象事業に追加したところである。 この点、事業者アンケートでは、農林水産物等販売業について、法改正から 1 年余しか経過していない中でありながら、1 件の適用見込みが確認されたことから、平成 30 年度以降の適用実績は、当該アンケートの結果も踏まえて 2 件と推計しているものである。 いずれにしても、農林水産物等販売業を含め、本特例措置の対象業種を営む事業者に対する周知を徹底し、達成目標の実現により寄与するよう努めてまいる所存である。 ○適用件数が僅少となる業種があっても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与すると考える理由 本特例措置は、過疎地域の雇用にとって重要な製造業を中心にこれまでも年間 70 件程度の安定的な適用実績があるところ、地域の雇用を増やすためには、設備投資を行った事業者において設備投資に伴う雇用の発生という直接的な効果に加え、当該事業者の設備投資から波及して地域内の他の事業者で雇用創出効果が発生することが必要である。特に後者については、当該地域における基盤産業(当該市町村における当該業種に係る雇用者の割合が全国平均以上の業種)の雇用者を増やすことが地域全体の雇用者の増大に資すると言われており(地域の産業・雇用創造チャート(総務
--	--	--	--

			省統計局))、このような基盤産業を育成するための設備投資を促していくことが、当該地域全体の雇用の増加に繋がると考えられる。過疎対策室が行った調査によれば、平成 29 年度に本特例措置の適用があった 69 の事業所のうち、46 の事業所が所在する市町村において基盤産業となっている業種の事業所であり、当該 46 の事業所から 225 人の雇用が創出されたことを踏まえれば、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと考えている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 一般に、過疎地域に設備投資する企業は、中小規模のものが多く、財務的に余裕があるケースは少ないものと考えられる。そうした中、本特例により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、事業者の設備投資が促進される効果が期待できる。これにより、過疎地域における当該事業者の操業の継続、拡大又は新規の事業者の設備投資を後押しし、ひいては当該過疎地域における雇用の維持・増加につながるものと考えている。 また、事業者アンケート調査によれば、近年、本特例を適用した事業者からは、特別償却によって、財務的に余裕ができたことにより、設備投資のほか人件費への投資も可能になったなどの回答があったところであり、本特例は企業の設備投資に一定程度寄与していることが確認できた。(事業者アンケートの結果の概要は、別紙2のとおり。) なお、今回の事業者アンケートを実施する際には本特例の概要資料を同封して制度の周知を図っている。また、各種会議等の場においても、本特例について積極的に周知に努めている。 ※ 本特例措置の効果を事前に予測することは困難であることから、今回実施した事業者アンケートの内容や調査方法を改善した上で、事後的に本特例措置の効果を把握する調査を実施し、本特例措置がなかった場合と比較した分析等を行うこととしたい。 ○租税特別措置が延長されなかった場合の影響 過疎地域における民間企業等の設備投資を促すには、過疎地域における設備投資に対して税制上の特例措置を講じることが有効かつ必要であり、仮に本特例が延長されない場合、上記のような過疎地域における雇用創出効果が全く期待できなくなる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	《税収減を是認するような効果の有無》 著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の維持・確保につながるという社会的意義があり、前述のように雇用増大の効果が期待できることから、減収を是認する効果があると言える。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、事業者の設備投資を促し、雇用を増大させる目的で過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定されたものである。なお、本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における

			設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の増加という政策目的において効果が見込まれる。 補助金の場合は、公共性の高い事業を目的とするのが一般的であり、営利活動を目的とする事業者の資産形成に資するようなものについて補助金を交付することは適当でないと考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル 10,000 プロジェクト(地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援)などを実施している。 ローカル 10,000 プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。 本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月【H28 総務 01】

適用業種が偏っていないことについての補足説明

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書から

(平成28年第190国会提出、平成29年第193回国会提出及び平成30年第196回国会提出)

過疎地域における工業用機械等の特別償却

(単位:千円)

業種	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	合計		合計		合計	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
農林水産業	0	0	0	0	2	18,090
鉱業	2	44,928	0	0	0	0
建設業	4	58,871	4	47,781	1	1,549
製造業	48	669,981	54	703,510	56	1,020,191
食料品製造業	7	192,358	10	56,638	7	75,073
繊維工業	0	0	1	23,151	2	45,584
木材、木製品製造業	3	35,761	1	29	0	0
家具、装備品製造業	0	0	0	0	0	0
パルプ、紙、紙製品製造業	0	0	1	1,071	0	0
新聞業、出版業又は印刷業	2	3,039	0	0	1	9,407
化学工業	0	0	5	27,482	3	34,758
石油製品製造業	0	0	0	0	0	0
石炭製品製造業	0	0	0	0	0	0
ゴム製品製造業	2	19,392	2	31,011	1	647
皮革、同製品製造業	0	0	0	0	0	0
窯業又は土石製品製造業	2	35,566	1	58,573	2	85,476
鉄鋼業	1	20,839	0	0	1	69,883
非鉄金属製造業	0	0	2	99,300	2	61,608
金属製品製造業	12	84,243	10	43,903	13	132,872
機械製造業	7	175,041	7	44,184	8	208,938
産業用電気機械器具製造業	4	28,537	3	68,761	2	91,845
民生用電気機械器具電球製造業	1	1,305	0	0	1	5,035
通信機械器具製造業	1	4,665	3	34,641	3	16,945
輸送用機械器具製造業	5	59,809	7	201,641	6	84,820
理化学機械器具等製造業	0	0	0	0	1	4,115
光学機械器具等製造業	0	0	0	0	0	0
時計、同部品製造業	0	0	0	0	0	0
その他の製造業	1	9,419	1	13,118	3	93,178
卸売業	6	305,574	3	8,679	3	50,881
小売業	2	6,103	0	0	0	0
料理飲食旅館業	1	15,531	2	13,228	2	28,317
金融保険業	0	0	0	0	0	0
不動産業	3	583,955	1	1,177	2	2,276
運輸通信公益事業	2	103,943	1	87,824	0	0
サービス業	3	12,812	3	6,370	1	1,820
その他	1	8,465	0	0	1	10,384
合計	72	1,810,168	68	868,571	68	1,133,511

※ 評価書の集計では、「料理飲食旅館業」に計上されているものを「旅館業」に計上し、それ以外については、全てを「製造業」として計上している。

事業者アンケートの結果の概要

《事業者アンケートの概要》

- ・ 調査対象
過疎法に定める「過疎地域」に所在する事業所（500 事業者を抽出）
- ・ 実施時期
平成 30 年 7 月 6 日（金）～27 日（金）
- ・ 送付数（事業所単位）
500
- ・ 回答数
195
- ・ 回答率
39.0%

《事業者アンケートの結果》

- 平成 28 年 1 月から平成 30 年 5 月までの間に過疎地域に係る特別償却制度を活用したと回答した事業者は 31 事業者であった。
- 特別償却制度を活用した事業所に対し、制度の活用が雇用の増大にどの程度の影響があったかを尋ねる設問に対し、「①影響があった」と答えたのは 12 事業者であった。
- 上記で「①影響があった」と答えた事業者からは、「制度を活用し、キャッシュに余裕が生まれることで、経営の安定度を高められる」という意見や、「増産のための設備投資や雇用など経営上の意思決定の自由度を高められる」などの意見があった。
- 雇用創出効果としては、平成 28 年 1 月から平成 30 年 5 月までの間に特別償却制度を活用した事業者に対し、新增設を行ったことに伴い増加した雇用者数を尋ねたところ、31 事業者の合計で 287 人の雇用者の増につながったとの回答が得られた。
- 特別償却制度を活用しなかった事業者に対し、制度を活用しなかった理由を尋ねたところ、「親会社が特別償却を採用しておらず、会計処理の統一を求められているため」などの意見があった。
- また、今回の事業者アンケートをきっかけに本特例を知ったという事業者も見受けられたところであるが、今回のアンケートを実施する際に同封した本特例制度の概要資料を見て、制度の活用を検討したいという意見も寄せられた。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税2) (法人住民税:義)(地方税3)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額(国税)から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。 《要望の内容》 我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。具体的には、民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対 GDP 比 3%にするという目標を着実に実現するため、企業に研究開発を増加させるインセンティブを着実に与えるべく、総額型の控除上限引上げ等を行う。 ○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○ 総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現 ○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(3年間延長(33年度末まで)) ○ 中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3年間延長(33年度末まで)) ○ 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3年間(33年度末まで)) ○ 組織再編があった場合の比較試験研究費の算出方法等に関する運用改善 また、破壊的イノベーションによって業界構造が今後更に大きく変わっていくことが見込まれる中、革新的なイノベーションが次々と生まれるエコシステムを形成すべく、ベンチャー企業とのオープンイノベーションに対する支援の拡充等を行う。 ○ オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等) ○ ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ

			《関係条項》 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 10 条、第 42 条の 4、第 68 条の 9
5	担当部局		総務省国際戦略局技術政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:平成 27 年度～33 年度
7	創設年度及び改正経緯		・増加型:昭和 42 年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和 60 年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度:平成 5 年度創設 ・総額型:平成 15 年度創設 ・高水準型:平成 20 年度創設 ・平成 26 年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率 5%から 5～30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み)に変更 ・平成 27 年度税制改正にて、控除上限を法人税額の 30%に引上げる(総額型 25%、特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)5%(ともに恒久措置))とともに、オープンイノベーション型の控除率(12%から 20%又は 30%)及び対象費用(中小企業からの知財権の使用料)を拡充し、繰越控除制度を廃止。 ・平成 29 年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が 10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が 5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し(第4次産業革命型のサービスの開発を追加)、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。
8	適用又は延長期間		○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○ 総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現 ○ オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等) ○ ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ ○ 組織再編があった場合の比較試験研究費の算出方法等に関する運用改善(以上、恒久措置) ○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(3 年間延長(33 年度末まで)) ○ 中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3 年間延長(33 年度末まで)) ○ 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3 年間(33 年度末まで))
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成 28 年度:18.4 兆円)の約 7 割(同:13.3 兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。 具体的には、民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比 3%にする。

		《政策目的の根拠》 ○ 第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定] 第7章 科学技術イノベーションの推進の強化 (5) 未来に向けた研究開発投資の確保 第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。 このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略) ○ 未来投資戦略2017[平成29年6月9日閣議決定] 4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム (2) 新たに講ずべき具体的施策 ～略～研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする～略～ ii) 我が国が強い分野への重点投資 ～略～民間企業の研究開発投資を対GDP比3%にすることを指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対GDP比4%以上とすることを目標とする。 ○ 未来投資戦略2018[平成30年6月15日閣議決定] 3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援 3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築 ・2020年度までに、官民合わせた研究開発投資の対GDP比を4%以上とする。 3-2. ベンチャー支援強化 ・大企業やベンチャーキャピタル(VC)が抱えるヒト・モノ・カネ・チエを研究開発型ベンチャーに環流させ、自発的な好循環を定着させるべく、両者の連携・提携・共同研究等を促進する仕組みを構築する。 ○ 統合イノベーション戦略2018[平成30年6月15日閣議決定] 第4章 地の社会実装 (2) 政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進 ○ 目標 ＜研究開発投資の促進＞ ～略～官民研究開発投資目標(対GDP比4%以上)の達成 ○ 経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)[平成30年6月15日閣議決定] 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 5. 重要課題への取組 (2) 投資とイノベーションの促進 ① 科学技術・イノベーションの推進 ～略～民間企業が研究開発投資対GDP比3%を目指すことを表明したこと踏まえ、～略～官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	平成31年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成29年9月策定)】 V. 情報通信(ICT政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進

		○ 第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定] 第7章 科学技術イノベーションの推進の強化 (5) 未来に向けた研究開発投資の確保 第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。 このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略) ○ 未来投資戦略2017[平成29年6月9日閣議決定] 4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム (2) 新たに講ずべき具体的施策 ～略～研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする～略～ ii) 我が国が強い分野への重点投資 ～略～民間企業の研究開発投資を対GDP比3%にすることを指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対GDP比4%以上とすることを目標とする。 ○ 未来投資戦略2018[平成30年6月15日閣議決定] 3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援 3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築 ・2020年度までに、官民合わせた研究開発投資の対GDP比を4%以上とする。 3-2. ベンチャー支援強化 ・大企業やベンチャーキャピタル(VC)が抱えるヒト・モノ・カネ・チエを研究開発型ベンチャーに環流させ、自発的な好循環を定着させるべく、両者の連携・提携・共同研究等を促進する仕組みを構築する。 ○ 統合イノベーション戦略2018[平成30年6月15日閣議決定] 第4章 知の社会実装 (2) 政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進 ○ 目標 ＜研究開発投資の促進＞ ～略～官民研究開発投資目標(対GDP比4%以上)の達成 ○ 経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)[平成30年6月15日閣議決定] 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 5. 重要課題への取組 (2) 投資とイノベーションの促進 ① 科学技術・イノベーションの推進 ～略～民間企業が研究開発投資対GDP比3%を目指すことを表明したこと踏まえ、～略～官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする。
③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。 なお、研究論文(Kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。また、平成30年度経済産業省アンケート調査では約6割の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。
10	有効性等	① 適用数	○利用実績(うち、資本金1億円以下の法人分) 適用事業者(法人)数 ＜総額型(拡充)＞ 平成26年度 3,707 法人(853 法人) 平成27年度 3,581 法人(803 法人) 平成28年度 3,568 法人(781 法人) 平成29年度 3,714 法人(813 法人)(見込み) 平成30年度 3,714 法人(813 法人)(見込み) ＜中小企業技術基盤強化税制(拡充)＞ 平成26年度 5,380 法人(5,368 法人) 平成27年度 5,422 法人(5,408 法人) 平成28年度 5,320 法人(5,302 法人) 平成29年度 6,004 法人(5,986 法人)(見込み) 平成30年度 6,004 法人(5,986 法人)(見込み) ＜高水準型(延長)＞ 平成26年度 130 法人(80 法人) 平成27年度 142 法人(89 法人) 平成28年度 150 法人(102 法人) 平成29年度 63 法人(43 法人)(見込み) 平成30年度 63 法人(43 法人)(見込み) ＜オープンイノベーション型(拡充)＞ 平成26年度 161 法人(39 法人) 平成27年度 250 法人(70 法人) 平成28年度 397 法人(189 法人) 平成29年度 468 法人(223 法人)(見込み) 平成30年度 468 法人(223 法人)(見込み) ※平成26～28年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。 ※平成29、30年度は、「平成30年度経産省アンケート調査結果(大企業)」及び「平成30年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している(別紙①参照)。 なお、平成30年度は、上記アンケートの回答企業が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成29年度と同数とした。 ○将来推計 適用企業数 平成31年度 ・総額型 3,714/事業年度

			・中小企業技術基盤強化税制6,004／事業年度 ・高水準型63／事業年度 ・オープンイノベーション型468／事業年度 平成 32 年度 ・総額型3,714／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制6,004／事業年度 ・高水準型63／事業年度 ・オープンイノベーション型468／事業年度 平成 33 年度 ・総額型3,714／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制6,004／事業年度 ・高水準型63／事業年度 ・オープンイノベーション型468／事業年度 ※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 31 年度、平成 32 年度、平成 33 年度は、平成 30 年度推計値と同数とした。 ○業種別適用件数(実績) 業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制、高水準型ともに下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。 ○平成 28 年度総額型適用件数 <table><tr><th>業種名</th><th>適用企業数</th><th>(うち資本金 1 億円以下の法人)</th></tr><tr><td>総計</td><td>3,568</td><td>781</td></tr><tr><td>製造業</td><td>2,520</td><td>479</td></tr><tr><td>化学工業</td><td>515</td><td>85</td></tr><tr><td>機械製造業</td><td>321</td><td>68</td></tr><tr><td>電気機械</td><td>262</td><td>48</td></tr><tr><td>食料品</td><td>249</td><td>57</td></tr><tr><td>輸送用機械</td><td>225</td><td>21</td></tr><tr><td>金属製品</td><td>162</td><td>28</td></tr><tr><td>その他製造業</td><td>786</td><td>172</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>352</td><td>120</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>335</td><td>102</td></tr><tr><td>建設業</td><td>181</td><td>45</td></tr><tr><td>その他</td><td>180</td><td>35</td></tr></table> (出典：H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省)) ○平成 28 年度中小企業技術基盤強化税制適用件数 <table><tr><th>業種名</th><th>適用企業数</th><th>(うち資本金 1 億円以下の法人)</th></tr><tr><td>総計</td><td>5,320</td><td>5,302</td></tr><tr><td>製造業</td><td>3,338</td><td>3,338</td></tr></table>	業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)	総計	3,568	781	製造業	2,520	479	化学工業	515	85	機械製造業	321	68	電気機械	262	48	食料品	249	57	輸送用機械	225	21	金属製品	162	28	その他製造業	786	172	サービス業	352	120	卸売業	335	102	建設業	181	45	その他	180	35	業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)	総計	5,320	5,302	製造業	3,338	3,338
業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)																																																				
総計	3,568	781																																																				
製造業	2,520	479																																																				
化学工業	515	85																																																				
機械製造業	321	68																																																				
電気機械	262	48																																																				
食料品	249	57																																																				
輸送用機械	225	21																																																				
金属製品	162	28																																																				
その他製造業	786	172																																																				
サービス業	352	120																																																				
卸売業	335	102																																																				
建設業	181	45																																																				
その他	180	35																																																				
業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)																																																				
総計	5,320	5,302																																																				
製造業	3,338	3,338																																																				

			化学工業	442	440
			機械製造業	410	408
			電気機械	428	428
			食料品	349	347
			輸送用機械	139	139
			金属製品	391	391
			その他製造業	1,179	1,185
			サービス業	656	655
			卸売業	820	817
			建設業	206	205
			その他	300	287
			(出典：H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))		
			○平成 28 年度高水準型適用件数		
			業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
			総計	150	102
			製造業	93	51
			化学工業	35	12
			機械製造業	5	4
			電気機械	17	10
			食料品	6	6
			輸送用機械	3	1
			金属製品	2	2
			その他製造業	25	16
			サービス業	38	34
			卸売業	12	10
			建設業	2	2
			その他	5	5
			(出典：H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))		
			○平成 28 年度オープンイノベーション型適用件数		
			業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
			総計	397	189
			製造業	252	108
			化学工業	60	20
			機械製造業	25	13
			電気機械	29	9
			食料品	17	9
			輸送用機械	24	4
			金属製品	17	15
			その他製造業	80	38
			サービス業	66	39

卸売業	35	23
建設業	13	8
その他	31	11

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○業種別減収金額(実績)

業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及び高水準型(化学工業)の割合が高くなっている。

総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が22.0%と非常に高いこと、また、高水準型については、全産業の売上高に占める化学工業の割合が4.1%であることに対して、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が16.5%と非常に高く、対売上高研究開発比の割合が高いためと考えられる。

○平成 28 年度総額型適用金額

(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	493,922	4,791
製造業	425,773	2,952
化学工業	86,431	1,128
機械製造業	36,182	238
電気機械	62,453	200
食料品	8,652	329
輸送用機械	154,325	79
金属製品	4,190	111
その他製造業	73,540	867
サービス業	7,101	1,196
卸売業	14,592	412
建設業	4,731	73
その他	41,725	158

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 28 年度中小企業技術基盤強化税制適用金額

(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	26,010	25,671
製造業	20,853	20,703
化学工業	5,387	5,366
機械製造業	2,038	1,948
電気機械	2,759	2,759
食料品	1,781	1,772
輸送用機械	896	895
金属製品	1,372	1,372
その他製造業	6,620	6,591

サービス業	1,373	1,369
卸売業	2,703	2,690
建設業	498	415
その他	583	494

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 28 年度高水準型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	4,475	78
製造業	4,366	63
化学工業	4,068	46
機械製造業	2	2
電気機械	100	4
食料品	2	2
輸送用機械	12	2
金属製品	0	0
その他製造業	182	7
サービス業	100	9
卸売業	8	5
建設業	1	1
その他	0	0

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 28 年度オープンイノベーション型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	4,193	160
製造業	3,355	97
化学工業	1,793	43
機械製造業	156	13
電気機械	302	3
食料品	36	7
輸送用機械	610	1
金属製品	7	6
その他製造業	451	24
サービス業	141	25
卸売業	342	30
建設業	28	5
その他	327	3

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

※なお、総務省「科学技術研究調査」平成 29 年度調査結果(平成 28 年度実績)によれば、民間研究開発投資額(13.3 兆円)のうち、製造業の割合は 86.9%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械

		器具製造業(22.0%)」、「情報通信機械器具製造業(10.2%)」、「医薬品製造業(10.2%)」、「電気機械器具製造業(8.4%)」、「化学工業(6.4%)」となっているほか、非製造業の割合は 13.1%となっている。 ※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第 10 表 租税特別措置法関連項目によると、平成28年の適用は4人(適用金額1 百万円)となっている。また、それ以前の平成26年及び平成27年の本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。																																
	② 適用額	○減収額実績 ＜総額型(拡充)＞ 平成 26 年度 5,281 億円(51 億円) 平成 27 年度 4,848 億円(54 億円) 平成 28 年度 4,939 億円(48 億円) ＜中小企業技術基盤強化税制(拡充)＞ 平成 26 年度 274 億円(273 億円) 平成 27 年度 267 億円(266 億円) 平成 28 年度 260 億円(257 億円) ＜高水準型(延長)＞ 平成 26 年度 55 億円(1.0 億円) 平成 27 年度 60 億円(1.0 億円) 平成 28 年度 45 億円(0.8 億円) ＜オープンイノベーション型(拡充)＞ 平成 26 年度 3 億円(0.1 億円) 平成 27 年度 39 億円(0.7 億円) 平成 28 年度 42 億円(1.6 億円) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) ○将来推計 <table><thead><tr><th></th><th>適用金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成 31 年度</td><td></td></tr><tr><td>総額型</td><td>6,382 億円</td></tr><tr><td>中小企業技術基盤強化税制</td><td>439 億円</td></tr><tr><td>高水準型</td><td>22 億円</td></tr><tr><td>オープンイノベーション型</td><td>289 億円</td></tr><tr><td>平成 32 年度</td><td></td></tr><tr><td>総額型</td><td>6,880 億円</td></tr><tr><td>中小企業技術基盤強化税制</td><td>473 億円</td></tr><tr><td>高水準型</td><td>22 億円</td></tr><tr><td>オープンイノベーション型</td><td>289 億円</td></tr><tr><td>平成 33 年度</td><td></td></tr><tr><td>総額型</td><td>7,417 億円</td></tr><tr><td>中小企業技術基盤強化税制</td><td>510 億円</td></tr><tr><td>高水準型</td><td>22 億円</td></tr><tr><td>オープンイノベーション型</td><td>289 億円</td></tr></tbody></table>		適用金額	平成 31 年度		総額型	6,382 億円	中小企業技術基盤強化税制	439 億円	高水準型	22 億円	オープンイノベーション型	289 億円	平成 32 年度		総額型	6,880 億円	中小企業技術基盤強化税制	473 億円	高水準型	22 億円	オープンイノベーション型	289 億円	平成 33 年度		総額型	7,417 億円	中小企業技術基盤強化税制	510 億円	高水準型	22 億円	オープンイノベーション型	289 億円
	適用金額																																	
平成 31 年度																																		
総額型	6,382 億円																																	
中小企業技術基盤強化税制	439 億円																																	
高水準型	22 億円																																	
オープンイノベーション型	289 億円																																	
平成 32 年度																																		
総額型	6,880 億円																																	
中小企業技術基盤強化税制	473 億円																																	
高水準型	22 億円																																	
オープンイノベーション型	289 億円																																	
平成 33 年度																																		
総額型	7,417 億円																																	
中小企業技術基盤強化税制	510 億円																																	
高水準型	22 億円																																	
オープンイノベーション型	289 億円																																	

		※高水準型及びオープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 31 年度、平成 32 年度、平成 33 年度は、平成 30 年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 7.8%増加させる必要があることから、平成 31 年度税制改正要望内容に伴う適用金額に 107.8%に相当する額を平成 32 年度推計値に、平成 32 年度推計値の 107.8%に相当する額を平成 33 年度推計値とした。(平成 30 年度経済産業省アンケート調査に基づく試算) (参考:地方税) ＜中小企業技術基盤強化税制(拡充)＞ 平成 26 年度 47 億円 平成 27 年度 37 億円 平成 28 年度 34 億円 ＜高水準型(延長)＞ 平成 26 年度 0.14 億円 平成 27 年度 0.09 億円 平成 28 年度 0.06 億円 ＜オープンイノベーション型(拡充)＞ 平成 26 年度 — 平成 27 年度 0.07 億円 平成 28 年度 0.21 億円 (出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」) ○将来推計 <table><thead><tr><th></th><th>適用金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成 31 年度</td><td></td></tr><tr><td>中小企業技術基盤強化税制</td><td>57 億円</td></tr><tr><td>高水準型</td><td>0.05 億円</td></tr><tr><td>オープンイノベーション型</td><td>1.1 億円</td></tr><tr><td>平成 32 年度</td><td></td></tr><tr><td>中小企業技術基盤強化税制</td><td>61 億円</td></tr><tr><td>高水準型</td><td>0.05 億円</td></tr><tr><td>オープンイノベーション型</td><td>1.1 億円</td></tr><tr><td>平成 33 年度</td><td></td></tr><tr><td>中小企業技術基盤強化税制</td><td>66 億円</td></tr><tr><td>高水準型</td><td>0.05 億円</td></tr><tr><td>オープンイノベーション型</td><td>1.1 億円</td></tr></tbody></table> ※国税における適用額の推計のうち資本金 1 億円以下の法人分の推計額に法人住民税率(12.9%)を乗じた数を計上した。		適用金額	平成 31 年度		中小企業技術基盤強化税制	57 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	平成 32 年度		中小企業技術基盤強化税制	61 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	平成 33 年度		中小企業技術基盤強化税制	66 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円
	適用金額																											
平成 31 年度																												
中小企業技術基盤強化税制	57 億円																											
高水準型	0.05 億円																											
オープンイノベーション型	1.1 億円																											
平成 32 年度																												
中小企業技術基盤強化税制	61 億円																											
高水準型	0.05 億円																											
オープンイノベーション型	1.1 億円																											
平成 33 年度																												
中小企業技術基盤強化税制	66 億円																											
高水準型	0.05 億円																											
オープンイノベーション型	1.1 億円																											
③	減収額	○減収額実績 ＜総額型(拡充)＞ 平成 26 年度 5,281 億円(51 億円) 平成 27 年度 4,848 億円(54 億円)																										

	平成 28 年度 4,939 億円(48 億円) ＜中小企業技術基盤強化税制(拡充)＞ 平成 26 年度 274 億円(273 億円) 平成 27 年度 267 億円(266 億円) 平成 28 年度 260 億円(257 億円) ＜高水準型(延長)＞ 平成 26 年度 55 億円(1.0 億円) 平成 27 年度 60 億円(1.0 億円) 平成 28 年度 45 億円(0.8 億円) ＜オープンイノベーション型(拡充)＞ 平成 26 年度 3 億円(0.1 億円) 平成 27 年度 39 億円(0.7 億円) 平成 28 年度 42 億円(1.6 億円) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)
○将来推計	
	適用金額
平成 31 年度	
総額型	6,382 億円
中小企業技術基盤強化税制	439 億円
高水準型	22 億円
オープンイノベーション型	289 億円
平成 32 年度	
総額型	6,880 億円
中小企業技術基盤強化税制	473 億円
高水準型	22 億円
オープンイノベーション型	289 億円
平成 33 年度	
総額型	7,417 億円
中小企業技術基盤強化税制	510 億円
高水準型	22 億円
オープンイノベーション型	289 億円
※高水準型及びオープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 31 年度、平成 32 年度、平成 33 年度は、平成 30 年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 7.8%増加させる必要があることから、平成 31 年度税制改正要望内容に伴う適用金額に 107.8%に相当する額を平成 32 年度推計値に、平成 32 年度推計値の 107.8%に相当する額を平成 33 年度推計値とした。(平成 30 年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)	
(参考:地方税)	
＜中小企業技術基盤強化税制(拡充)＞ 平成 26 年度 47 億円 平成 27 年度 37 億円	

		平成 28 年度 34億円 <高水準型(延長)> 平成 26 年度 0.14 億円 平成 27 年度 0.09 億円 平成 28 年度 0.06 億円 <オープンイノベーション型(拡充)> 平成 26 年度 — 平成 27 年度 0.07 億円 平成 28 年度 0.21 億円 (出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」) ○将来推計 <table><tr><th></th><th>適用金額</th></tr><tr><td>平成 31 年度</td><td></td></tr><tr><td>中小企業技術基盤強化税制</td><td>57 億円</td></tr><tr><td>高水準型</td><td>0.05 億円</td></tr><tr><td>オープンイノベーション型</td><td>1.1 億円</td></tr><tr><td>平成 32 年度</td><td></td></tr><tr><td>中小企業技術基盤強化税制</td><td>61 億円</td></tr><tr><td>高水準型</td><td>0.05 億円</td></tr><tr><td>オープンイノベーション型</td><td>1.1 億円</td></tr><tr><td>平成 33 年度</td><td></td></tr><tr><td>中小企業技術基盤強化税制</td><td>66 億円</td></tr><tr><td>高水準型</td><td>0.05 億円</td></tr><tr><td>オープンイノベーション型</td><td>1.1 億円</td></tr></table> ※国税における適用額の推計のうち資本金 1 億円以下の法人分の推計額に法人住民税率(12.9%)を乗じた数を計上した。		適用金額	平成 31 年度		中小企業技術基盤強化税制	57 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	平成 32 年度		中小企業技術基盤強化税制	61 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	平成 33 年度		中小企業技術基盤強化税制	66 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	
	適用金額																												
平成 31 年度																													
中小企業技術基盤強化税制	57 億円																												
高水準型	0.05 億円																												
オープンイノベーション型	1.1 億円																												
平成 32 年度																													
中小企業技術基盤強化税制	61 億円																												
高水準型	0.05 億円																												
オープンイノベーション型	1.1 億円																												
平成 33 年度																													
中小企業技術基盤強化税制	66 億円																												
高水準型	0.05 億円																												
オープンイノベーション型	1.1 億円																												
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 回復基調にあった我が国の研究開発費の対GDP比率は、2014 年度をピークに下降傾向にあり、2016 年度は回復前の 2010 年度を下回る比率にまで落ち込んでいる。 よって、未だ「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の 4%以上」及び「民間企業研究開発投資を対 GDP 比の 3%以上」という目標を達成できていない。 対 GDP 研究開発投資比率の推移 <table><tr><th></th><th>2009</th><th>2010</th><th>2011</th><th>2012</th><th>2013</th><th>2014</th><th>2015</th><th>2016</th></tr><tr><td>研究開発投資総額</td><td>3.50%</td><td>3.43%</td><td>3.52%</td><td>3.50%</td><td>3.57%</td><td>3.66%</td><td>3.55%</td><td>3.42%</td></tr><tr><td>民間企業研究開発投資額</td><td>2.44%</td><td>2.41%</td><td>2.48%</td><td>2.46%</td><td>2.50%</td><td>2.62%</td><td>2.56%</td><td>2.47%</td></tr></table> (出典:科学技術研究調査(総務省)、国民経済計算(内閣府)) そのため、「官民合わせた研究開発費の対GDP比 4%以上」及び「民間企業研究開発投資の対 GDP 比 3%以上」を達成するためには、引き続き本制度に		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	研究開発投資総額	3.50%	3.43%	3.52%	3.50%	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%	民間企業研究開発投資額	2.44%	2.41%	2.48%	2.46%	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016																					
研究開発投資総額	3.50%	3.43%	3.52%	3.50%	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%																					
民間企業研究開発投資額	2.44%	2.41%	2.48%	2.46%	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%																					

		において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要であると考えられる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 民間企業研究開発投資の対 GDP 比率は、リーマンショック後の大幅な落ち込みからは回復基調にあったが、2014 年度をピークに下降傾向にあり、2016 年度は回復前の 2010 年度を下回る比率にまで落ち込んでいる。また、研究開発投資の伸び率は主要国と比して低調な状況が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。 なお、今般の要望を踏まえた、研究開発税制の経済波及効果としては、平成 31 年度～平成 40 年度までの 10 年間に及ぼす効果として、①GDP 押し上げ効果 2 兆 4,298 億円、②雇用創出効果：約 30 万人、③税収効果：約 4,610 億円の効果が見込まれる。
⑤	税収減を是認する理由等	第 5 期科学技術基本計画の当面の目標「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上とする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。 なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍に押し上げる効果がある。平成 30 年度経済産業省アンケート調査でも、約 6 割の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33 倍)が、研究開発税制における総額型以外の措置にも当てはまるとすると、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の実績から、平成 28 年度における民間企業の研究開発投資押し上げ額は 13,807 億円(592,586 百万円 × 2.33 倍 = 1,380,725 百万円)と推定される。 また、平成 28 年度の民間企業研究開発投資額 133,183 億円(実績)に対しては、約 10.7%の押し上げ効果があり、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。 ○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ 研究開発税制において、控除限度額が控除上限を超える企業については、さらに研究開発費を増加させるインセンティブが利きづらく、むしろ、研究開発費を増加させるほど研究開発費に対する税額控除額の割合が下がってしまう。このような企業は、リスクをとって利益を「すぐには稼げない」研究開発投資に振り向けている企業であり、中立・公平な支援の観点から、控除上限の引上げが必要であると考えられる ○ 総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現 ○ 中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3 年間延長(33 年度末まで)) ○ 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3 年間(33 年度末まで)) 研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型及び中小企業技術基盤強化税制に研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。この方策は、民間企業の研究開発投資を維持・拡大さ

			せることが期待でき、「民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比3%」の目標の達成に資することから、維持・拡充が必要である。 ○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(3 年間延長(33 年度末まで)) この上乗せ措置は、通常よりも売上高に占める研究開発投資比率が高い企業の研究開発投資水準を維持・拡大に有効な制度であり、本制度を延長することは、今後も高い研究開発投資水準を確保することが期待でき、「民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比 3%」の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。 ○ オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等) ○ ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ ベンチャー企業は通常、設立当初は赤字であることが多いが、我が国の研究開発税制は繰越控除が認められておらず、構造的に税制上の支援が行き渡りづらい。また、ベンチャー企業にとっては、量産化研究や実証研究を自社のみの技術・リソースでは完了することが困難であることが多いと言われている(いわゆる「死の谷」)。 そのようなベンチャー企業と連携し、ベンチャー側に足りない技術を補完する事業会社を支援することや、ベンチャー企業が最初の成功の利益を元手に、より大きなビジョンに向けた更なる研究開発を進めることを支援することは、業種・分野・企業形態を問わず支援する観点から妥当であると考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当であると考えられる。 予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指すものとなる。他方、我が国のイノベーションは企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力の観点から極めて重要である。よって、研究開発テーマに中立的かつ公平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援する制度として適切である。 研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。しかしながら、控除限度額が控除上限を超える企業については、さらに研究開発費を増加させるインセンティブが利きづらく、むしろ、研究開発費を増加させるほど研究開発費に対する税額控除額の割合が下がってしまう。このような企業は、リスクをとって利益を「すぐには稼げない」研究開発投資に振り向けている企業であり、中立・公平な支援の観点から、控除上限の引上げが妥当であると考え

			えられる。 なお、諸外国では、研究開発に対する税制優遇措置について控除上限を設定していない国も多い。さらに、諸外国では近年、法人税率を下げつつ、研究開発に対する税制優遇措置を維持・拡充する傾向にある。 <table><tr><td>日本</td><td></td><td>総額型：恒久※ 上乗せ型：時限 租税特別措置法 ※総額型の控除率は、一部時限措置</td><td>2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ（20%→25%）、O I 型の控除率の大幅な拡充（12%→20%または30%）ほか 2017 増加型を廃止した上で、総額型に試験研究費の増減率に応じて、控除率 6 ～ 14 % の範囲でメリハリがつく仕組みを導入ほか</td><td>法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2017fy)</td></tr><tr><td>米国</td><td></td><td>恒久措置 内国歳入法</td><td>2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化（2016年より措置）</td><td>法人実効税率 38.91%※ ※地方税率は各地方で異なるため平均値より算出</td></tr><tr><td>英国</td><td></td><td>恒久措置 法人税法</td><td>2008 大企業向け追加損金算入割合を引上（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ（50%→75%；08fy→100%；11fy→125%12fy→130%；2015） 2013 大企業向けの税額控除制度の導入（2016から税額控除に一本化） 2018 大企業向けの税額控除制度の控除率引上げ（11%→12%）</td><td>法人実効税率 19.00%</td></tr><tr><td>仏国</td><td></td><td>恒久措置 フランス税法</td><td>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設 ※2019年度から段階的に法人税率を引き下げ。また、研究開発税制の改善について検討する旨表明。</td><td>法人実効税率 33.33%</td></tr><tr><td>韓国</td><td></td><td>恒久措置 ※重点分野は時限措置 租税特別制限法</td><td>2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率）</td><td>法人実効税率 24.20%</td></tr></table>	日本		総額型：恒久※ 上乗せ型：時限 租税特別措置法 ※総額型の控除率は、一部時限措置	2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ（20%→25%）、O I 型の控除率の大幅な拡充（12%→20%または30%）ほか 2017 増加型を廃止した上で、総額型に試験研究費の増減率に応じて、控除率 6 ～ 14 % の範囲でメリハリがつく仕組みを導入ほか	法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2017fy)	米国		恒久措置 内国歳入法	2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化（2016年より措置）	法人実効税率 38.91%※ ※地方税率は各地方で異なるため平均値より算出	英国		恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加損金算入割合を引上（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ（50%→75%；08fy→100%；11fy→125%12fy→130%；2015） 2013 大企業向けの税額控除制度の導入（2016から税額控除に一本化） 2018 大企業向けの税額控除制度の控除率引上げ（11%→12%）	法人実効税率 19.00%	仏国		恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設 ※2019年度から段階的に法人税率を引き下げ。また、研究開発税制の改善について検討する旨表明。	法人実効税率 33.33%	韓国		恒久措置 ※重点分野は時限措置 租税特別制限法	2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率）	法人実効税率 24.20%
日本		総額型：恒久※ 上乗せ型：時限 租税特別措置法 ※総額型の控除率は、一部時限措置	2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ（20%→25%）、O I 型の控除率の大幅な拡充（12%→20%または30%）ほか 2017 増加型を廃止した上で、総額型に試験研究費の増減率に応じて、控除率 6 ～ 14 % の範囲でメリハリがつく仕組みを導入ほか	法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2017fy)																								
米国		恒久措置 内国歳入法	2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化（2016年より措置）	法人実効税率 38.91%※ ※地方税率は各地方で異なるため平均値より算出																								
英国		恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加損金算入割合を引上（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ（50%→75%；08fy→100%；11fy→125%12fy→130%；2015） 2013 大企業向けの税額控除制度の導入（2016から税額控除に一本化） 2018 大企業向けの税額控除制度の控除率引上げ（11%→12%）	法人実効税率 19.00%																								
仏国		恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設 ※2019年度から段階的に法人税率を引き下げ。また、研究開発税制の改善について検討する旨表明。	法人実効税率 33.33%																								
韓国		恒久措置 ※重点分野は時限措置 租税特別制限法	2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率）	法人実効税率 24.20%																								
	②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 OECD ペーパー (Appelt, S. et al. (2016))においても、「研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの選択の余地を残している点で、市場メカニズムに基づく措置であるとされている。																									
	③	地方公共団体が協力する相当性	地方税法第 23 条第 1 項第 4 号及び第 292 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。																									
12	有識者の見解		—																									
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月																									

平成 29 年度、平成 30 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 28 年度実績）

- ・ 総額型：
 - 適用件数：3,568（うち中小企業：781）
 - 適用総額：493,922 百万円（うち中小企業：4,791 百万円）
- ・ 中小企業技術基盤強化税制：
 - 適用件数：5,320（うち中小企業：5,302）
 - 適用総額：26,010 百万円（うち中小企業：25,671 百万円）
- ・ 高水準型：
 - 適用件数：150（うち中小企業：102）
 - 適用総額：4,475 百万円（うち中小企業：78 百万円）
- ・ オープンイノベーション型：
 - 適用件数：397（うち中小企業：189）
 - 適用総額：4,193 百万円（うち中小企業：160 百万円）

[総額型]

○平成 30 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 28 年度実績）

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 28 年度の総額型の活用実績は、493,922 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度の総額型活用実績は、288,554 百万円であり、カバー率は、約 58.4%。
（カバー率：288,554/493,922=58.4%）
3. 当該カバー率（58.4%）を経済産業省平成 30 年度企業アンケートで得られた、平成 29 年度の総額型活用実績の 359,471 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における総額型の見込み額とした。
（359,471 百万円÷58.4%=615,312 百万円）
4. 適用件数は、経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度の総額型適用件数は、343 件であり、カバー率は、9.6%。
5. 当該カバー率（9.6%）を経済産業省企業アンケートで得られた、平成 29 年度の総額型適用件数の 357 件に割り戻して得られた件数を、現行制度の平成 29 年度における総額型の適用見込み件数とした。
（平成 29 年度推計件数：357÷9.6%=3,714 件）

[中小企業技術基盤強化税制]

○平成 30 年度中小企業アンケート調査（平成 29 年度実績）

【中小企業者等】

1. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1～3 と同様の手法により得られた 38,355 百万円を現行制度の平成 29 年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。
2. 適用見込み件数についても、上記 4～5 と同様の手法により得られた 5,986 件を適用見込み件数とした。

【大企業】

大企業の実績については、アンケート等により把握できていないため、以下のとおり試算した。

・平成 29 年度適用件数

大企業： $5,986 \times (14+18 \div 5,408+5,302) = 18$ 件

※試算方法：中小企業者等の H29 実績 $\times$ (H27 大企業実績 + H28 大企業実績 $\div$ H27 中小企業者等実績 + H28 中小企業者等実績)

・平成 29 年度適用金額

大企業： $38,355 \times (114+338 \div 26,613+25,672) = 332$ 百万円

※試算方法：中小企業者等の H29 実績 $\times$ (H27 大企業実績 + H28 大企業実績 $\div$ H27 中小企業者等実績 + H28 中小企業者等実績)

〔高水準型〕

○平成 30 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 28 年度実績）

・平成 28 年度集計結果

適用件数：12（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：8.0%）

適用総額：2,264 百万円（カバー率：50.6%）

・平成 29 年度集計結果 適用件数：5
適用総額：2,757 百万円

・平成 29 年度推計件数： $5 \div 8.0\% = 63$
推計総額： $2,757 \text{ 百万円} \div 50.6\% = 5,450 \text{ 百万円}$

〔オープンイノベーション型〕

○平成 30 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 28 年度実績）

・平成 28 年度集計結果

適用件数：56（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：14.1%）

適用総額：2,252 百万円（カバー率：53.7%）

・平成 29 年度集計結果 適用件数：66
適用総額：4,589 百万円

・平成 29 年度推計件数： $66 \div 14.1\% = 468$
推計総額： $4,589 \text{ 百万円} \div 53.7\% = 8,545 \text{ 百万円}$

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

（総額型）

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 28 年度の総額型の活用実績は、493,922 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度の総額型活用実績は、288,554 百万円であり、カバー率は、約 58.4%。
（カバー率：288,554/493,922=58.4%）
3. 当該カバー率（58.4%）を経済産業省平成 30 年度企業アンケートで得られた、平成 29 年度の総額型活用実績の 359,471 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における総額型の見込み額とした。
（359,471 百万円÷58.4%=615,312 百万円）
4. 平成 31 年度税制改正要望において、総額型の仕組みの変更及びオープンイノベーション型の支援対象の拡充等に伴う平成 31 年度の活用見込み額を、経済産業省企業アンケートにおいて得られた平成 29 年度の試験研究費の額等を踏まえ 638,249 百万円の見込み額とした。
5. 総額型の仕組みの変更及びオープンイノベーション型の支援対象の拡充等に伴う増減額は、▲22,937 百万円の減収見込み額とした。なお、このうち▲3,202 百万円については、高水準型からの移行分（後述）であるため、総額型の仕組み変更及びオープンイノベーション型の支援対象の拡充等に伴う実質的な増減額は▲19,735 百万円である。（注 1）

（注）

1. 上記の試算における試験研究費割合が 10%を超える場合の総額型控除上限上乗せ措置及び高水準型の適用については、控除額が最大となる制度を適用することとし、両者の控除額が同額である場合には、計算が簡素であることから、総額型控除上限上乗せ措置を適用することと仮定している。

（中小企業技術基盤強化税制）

6. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、中小企業技術基盤強化税制の仕組みの変更に伴う減収見込額を▲5,190 百万円とした。

【適用見込事業者数】

（総額型）

1. 適用見込事業者数について、要望書提出時点においては、企業アンケートによる平成 31 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 28 年度の適用事業者数並びに企業アンケートにおける平成 28 年度及び平成 29 年度の適用事業者数より、平成 31 年度の総額型適用見込事業者数（3,714 社）を推計した。

（中小企業技術基盤強化税制）

2. 総額型と同様に、適用見込事業者数については要望書提出時点において、企業アンケートによる平成 31 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 28 年度の適用事業者数並びに企業アンケートにおける平成 28 年度及び平成 29 年度の適用事業者数より、平成 31 年度の中小企業技術基盤強化税制適用見込事業者数（6,004 社）を推計した。

高水準型 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 28 年度の高水準の活用実績は、4,475 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度の高水準型の実績は、2,264 百万円であり、カバー率は、約 50.6%。
(カバー率： $2,264/4,475=50.6\%$)
3. 当該カバー率（50.6%）を経済産業省平成 30 年度企業アンケートで得られた、平成 29 年度の高水準活用実績の 2,757 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における高水準型の見込み額とした。
($2,757 \text{ 百万円} \div 50.6\% = 5,450 \text{ 百万円}$)
4. 平成 31 年度税制改正要望において、活用見込み額を 2,247 百万円とした。
5. これは、総額型控除上限上乗せ措置と高水準型は選択制であるため、両者の控除額が同額である場合には、計算が簡素である総額型控除上限上乗せ措置を適用することと仮定していることから、高水準型ではなく、総額型控除上限上乗せ措置の適用を受ける額を、経済産業省企業アンケートから+3,202 百万円の増収見込み額としたためである。

【適用見込事業者数】

1. 同様の手法により、平成 31 年度の適用見込事業者数（63 社）とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 28 年度のオープンイノベーション型の活用実績は、4,193 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度のオープンイノベーション型の実績は、2,252 百万円であり、カバー率は、約 53.7%。
(カバー率：2,252/4,193=53.7%)
3. 当該カバー率（53.7%）を経済産業省平成 30 年度企業アンケートで得られた、平成 29 年度のオープンイノベーション型活用実績の 4,589 百万円に割り戻して得られた額を、平成 29 年度におけるオープンイノベーション型の減収見込み額とした。
(4,589 百万円÷53.7%=8,545 百万円)
4. 平成 31 年度税制改正要望において、オープンイノベーション型の支援対象の拡充及び一部控除率引上げに伴う活用見込み額を、経済産業省企業アンケートから 20,364 百万円の見込み額とした。
5. オープンイノベーション型の支援対象の拡充及び一部控除率引上げに伴う増減額は、▲20,364 百万円の改正減収見込み額とした。

【適用見込事業者数】

1. 同様の手法により、平成 31 年度の適用見込事業者数（468 社）とした。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人住民税:義)(地方税3) 【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。) 《要望の内容》 我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。具体的には、民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比 3%にするという目標を着実に実現するため、企業に研究開発を増加させるインセンティブを着実に与えるべく、総額型の控除上限引上げ等を行う。 ○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○ 総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現 ○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(3 年間延長(33 年度末まで)) ○ 中小企業者等について、試験研究費が 5 %超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3 年間延長(33 年度末まで)) ○ 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3 年間(33 年度末まで)) ○ 組織再編があった場合の比較試験研究費の算出方法等に関する運用改善 また、破壊的イノベーションによって業界構造が今後更に大きく変わっていくことが見込まれる中、革新的なイノベーションが次々と生まれるエコシステムを形成すべく、ベンチャー企業とのオープンイノベーションに対する支援の拡充等を行う。 ○ オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等) ○ ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオー

		プンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ 《関係条項》 地方税法第 23 条第 1 項第 4 号、同法第 292 条第 1 項 4 号、同法附則第 8 条
5	担当部局	総務省国際戦略局技術政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:平成 27 年度～33 年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率 6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の 3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の 5%)の拡充 税額控除率 3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の 5%)または売上高の 10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%へ引上げるとともに ②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上) 平成25年度 総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げ(2年間の時限措置) 平成26年度 上乗せ措置(増加型・高水準型)を3年間延長するとともに、増加型を、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組み(最大 30%まで)に改組。 平成27年度 総額型とオープンイノベーション型をあわせ、控除上限を 30%(総額型 25%、特別試験研究費税額控除制度 5%)にするとともに、両制度を恒久措置に改組。オープンイノベーション型について、①控除率を 12%から 20%又は 30%へ引き上げるとともに、②対象費用(中小企業者等からの知財権の使用料)を拡大。 繰越控除制度の廃止。 平成29年度 増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が

			10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し(第4次産業革命型のサービスの開発を追加)、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。
8	適用又は延長期間		○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○ 総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現 ○ オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等) ○ ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ ○ 組織再編があった場合の比較試験研究費の算出方法等に関する運用改善 (以上、恒久措置) ○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(3 年間延長(33 年度末まで)) ○ 中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3 年間延長(33 年度末まで)) ○ 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3 年間(33 年度末まで))
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成 28 年度:18.4 兆円)の約 7 割(同:13.3 兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。 具体的には、民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比 3%にする。 《政策目的の根拠》 ○ 第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年～32 年度)[平成 28 年 1 月 22 日閣議決定] 第7章 科学技術イノベーションの推進の強化 (5)未来に向けた研究開発投資の確保 第 5 期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。 このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の 4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略) ○ 未来投資戦略 2017[平成 29 年 6 月 9 日閣議決定] 4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム (2)新たに講ずべき具体的施策 ～略～研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする～略～ ii)我が国が強い分野への重点投資

		～略～ 民間企業の研究開発投資を対 GDP 比 3%にすることを指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする。 ○ 未来投資戦略 2018[平成 30 年 6 月 15 日閣議決定] 3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援 3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築 ・2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比を 4%以上とする。 3-2. ベンチャー支援強化 ・大企業やベンチャーキャピタル(VC)が抱えるヒト・モノ・カネ・チエを研究開発型ベンチャーに環流させ、自発的な好循環を定着させるべく、両者の連携・提携・共同研究等を促進する仕組みを構築する。 ○ 統合イノベーション戦略 2018[平成 30 年 6 月 15 日閣議決定] 第4章 知の社会実装 (2)政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進 ○目標 ＜研究開発投資の促進＞ ～略～官民研究開発投資目標(対 GDP 比 4%以上)の達成 ○経済財政運営と改革の基本方針 2018(骨太の方針)[平成 30 年 6 月 15 日閣議決定] 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 5. 重要課題への取組 (2)投資とイノベーションの促進 ① 科学技術・イノベーションの推進 ～略～民間企業が研究開発投資対 GDP 比 3%を目指すことを表明したこと踏まえ、～略～官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする。
②	政策体系における政策目的の位置付け	平成 31 年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 V. 情報通信(ICT政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進 ○ 第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年～32 年度)[平成 28 年 1 月 22 日閣議決定] 第7章 科学技術イノベーションの推進の強化 (5)未来に向けた研究開発投資の確保 第 5 期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。 このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の 4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略) ○ 未来投資戦略 2017[平成 29 年 6 月 9 日閣議決定] 4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム (2)新たに講ずべき具体的施策

		～略～研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする～略～ ii) 我が国が強い分野への重点投資 ～略～ 民間企業の研究開発投資を対 GDP 比 3%にすることを指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする。 ○ 未来投資戦略 2018[平成 30 年 6 月 15 日閣議決定] 3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援 3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築 ・2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比を 4%以上とする。 3-2. ベンチャー支援強化 ・大企業やベンチャーキャピタル(VC)が抱えるヒト・モノ・カネ・チエを研究開発型ベンチャーに環流させ、自発的な好循環を定着させるべく、両者の連携・提携・共同研究等を促進する仕組みを構築する。 ○ 統合イノベーション戦略 2018[平成 30 年 6 月 15 日閣議決定] 第4章 知の社会実装 (2)政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進 ○目標 ＜研究開発投資の促進＞ ～略～官民研究開発投資目標(対 GDP 比 4%以上)の達成 ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2018(骨太の方針)[平成 30 年 6 月 15 日閣議決定] 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 5. 重要課題への取組 (2)投資とイノベーションの促進 ① 科学技術・イノベーションの推進 ～略～民間企業が研究開発投資対 GDP 比 3%を目指すことを表明したこと踏まえ、～略～官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする。
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比 3%にする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の 7 割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対 GDP 比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。 なお、研究論文(Kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。また、平成 30 年度経済産業省アンケート調査では約 6 割の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。

10	有効性等	① 適用数	○利用実績(うち、資本金 1 億円以下の法人分) 適用事業者(法人)数 <総額型(拡充)> 平成 26 年度 3,707 法人(853 法人) 平成 27 年度 3,581 法人(803 法人) 平成 28 年度 3,568 法人(781 法人) 平成 29 年度 3,714 法人(813 法人)(見込み) 平成 30 年度 3,714 法人(813 法人)(見込み) <中小企業技術基盤強化税制(拡充)> 平成 26 年度 5,380 法人(5,368 法人) 平成 27 年度 5,422 法人(5,408 法人) 平成 28 年度 5,320 法人(5,302 法人) 平成 29 年度 6,004 法人(5,986 法人)(見込み) 平成 30 年度 6,004 法人(5,986 法人)(見込み) <高水準型(延長)> 平成 26 年度 130 法人(80 法人) 平成 27 年度 142 法人(89 法人) 平成 28 年度 150 法人(102 法人) 平成 29 年度 63 法人(43 法人)(見込み) 平成 30 年度 63 法人(43 法人)(見込み) <オープンイノベーション型(拡充)> 平成 26 年度 161 法人(39 法人) 平成 27 年度 250 法人(70 法人) 平成 28 年度 397 法人(189 法人) 平成 29 年度 468 法人(223 法人)(見込み) 平成 30 年度 468 法人(223 法人)(見込み) ※国税において適用されている法人数を延べ数で計上。 ※平成 26～28 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。 ※平成 29、30 年度は、「平成 30 年度経産省アンケート調査結果(大企業)」及び「平成 30 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している(別紙①参照)。 なお、平成 30 年度は、上記アンケートの回答企業が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成 29 年度と同数とした。 ○将来推計 <table><tr><td></td><td>適用企業数</td></tr><tr><td>平成 31 年度</td><td></td></tr><tr><td>・総額型</td><td>3,714／事業年度</td></tr><tr><td>・中小企業技術基盤強化税制</td><td>6,004／事業年度</td></tr></table>		適用企業数	平成 31 年度		・総額型	3,714／事業年度	・中小企業技術基盤強化税制	6,004／事業年度
	適用企業数										
平成 31 年度											
・総額型	3,714／事業年度										
・中小企業技術基盤強化税制	6,004／事業年度										

			・高水準型63／事業年度 ・オープンイノベーション型468／事業年度																																										
			平成 32 年度																																										
			・総額型3,714／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制6,004／事業年度 ・高水準型63／事業年度 ・オープンイノベーション型468／事業年度																																										
			平成 33 年度																																										
			・総額型3,714／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制6,004／事業年度 ・高水準型63／事業年度 ・オープンイノベーション型468／事業年度																																										
			※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 31 年度、平成 32 年度、平成 33 年度は、平成 30 年度推計値と同数とした。																																										
			○業種別適用件数(実績)																																										
			業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制、高水準型ともに下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。																																										
			○平成 28 年度総額型適用件数																																										
			<table><tr><th>業種名</th><th>適用企業数</th><th>(うち資本金 1 億円以下の法人)</th></tr><tr><td>総計</td><td>3,568</td><td>781</td></tr><tr><td>製造業</td><td>2,520</td><td>479</td></tr><tr><td>化学工業</td><td>515</td><td>85</td></tr><tr><td>機械製造業</td><td>321</td><td>68</td></tr><tr><td>電気機械</td><td>262</td><td>48</td></tr><tr><td>食料品</td><td>249</td><td>57</td></tr><tr><td>輸送用機械</td><td>225</td><td>21</td></tr><tr><td>金属製品</td><td>162</td><td>28</td></tr><tr><td>その他製造業</td><td>786</td><td>172</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>352</td><td>120</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>335</td><td>102</td></tr><tr><td>建設業</td><td>181</td><td>45</td></tr><tr><td>その他</td><td>180</td><td>35</td></tr></table>	業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)	総計	3,568	781	製造業	2,520	479	化学工業	515	85	機械製造業	321	68	電気機械	262	48	食料品	249	57	輸送用機械	225	21	金属製品	162	28	その他製造業	786	172	サービス業	352	120	卸売業	335	102	建設業	181	45	その他	180	35
業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)																																											
総計	3,568	781																																											
製造業	2,520	479																																											
化学工業	515	85																																											
機械製造業	321	68																																											
電気機械	262	48																																											
食料品	249	57																																											
輸送用機械	225	21																																											
金属製品	162	28																																											
その他製造業	786	172																																											
サービス業	352	120																																											
卸売業	335	102																																											
建設業	181	45																																											
その他	180	35																																											
			(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))																																										
			○平成 28 年度中小企業技術基盤強化税制適用件数																																										
			<table><tr><th>業種名</th><th>適用企業数</th><th>(うち資本金 1 億円以下の法人)</th></tr><tr><td>総計</td><td>5,320</td><td>5,302</td></tr><tr><td>製造業</td><td>3,338</td><td>3,338</td></tr><tr><td>化学工業</td><td>442</td><td>440</td></tr></table>	業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)	総計	5,320	5,302	製造業	3,338	3,338	化学工業	442	440																														
業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)																																											
総計	5,320	5,302																																											
製造業	3,338	3,338																																											
化学工業	442	440																																											

			機械製造業	410	408
			電気機械	428	428
			食料品	349	347
			輸送用機械	139	139
			金属製品	391	391
			その他製造業	1,179	1,185
			サービス業	656	655
			卸売業	820	817
			建設業	206	205
			その他	300	287
			(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))		
			○平成 28 年度高水準型適用件数		
			業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
			総計	150	102
			製造業	93	51
			化学工業	35	12
			機械製造業	5	4
			電気機械	17	10
			食料品	6	6
			輸送用機械	3	1
			金属製品	2	2
			その他製造業	25	16
			サービス業	38	34
			卸売業	12	10
			建設業	2	2
			その他	5	5
			(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))		
			○平成 28 年度オープンイノベーション型適用件数		
			業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
			総計	397	189
			製造業	252	108
			化学工業	60	20
			機械製造業	25	13
			電気機械	29	9
			食料品	17	9
			輸送用機械	24	4
			金属製品	17	15
			その他製造業	80	38
			サービス業	66	39
			卸売業	35	23

				建設業	13	8
				その他	31	11
				(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))		
				○業種別減収金額(実績)		
				業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及び高水準型(化学工業)の割合が高くなっている。		
				総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が22.0%と非常に高いこと、また、高水準型については、全産業の売上高に占める化学工業の割合が4.1%であることに対して、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が16.5%と非常に高く、対売上高研究開発比の割合が高いためと考えられる。		
				○平成28年度総額型適用金額 (単位:百万円)		
				業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
				総計	493,922	4,791
				製造業	425,773	2,952
				化学工業	86,431	1,128
				機械製造業	36,182	238
				電気機械	62,453	200
				食料品	8,652	329
				輸送用機械	154,325	79
				金属製品	4,190	111
				その他製造業	73,540	867
				サービス業	7,101	1,196
				卸売業	14,592	412
				建設業	4,731	73
				その他	41,725	158
				(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))		
				○平成28年度中小企業技術基盤強化税制適用金額 (単位:百万円)		
				業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
				総計	26,010	25,671
				製造業	20,853	20,703
				化学工業	5,387	5,366
				機械製造業	2,038	1,948
				電気機械	2,759	2,759
				食料品	1,781	1,772
				輸送用機械	896	895
				金属製品	1,372	1,372
				その他製造業	6,620	6,591
				サービス業	1,373	1,369
				卸売業	2,703	2,690

			建設業	498	415
			その他	583	494
			(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))		
			○平成 28 年度高水準型適用金額 (単位:百万円)		
			業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
			総計	4,475	78
			製造業	4,366	63
			化学工業	4,068	46
			機械製造業	2	2
			電気機械	100	4
			食料品	2	2
			輸送用機械	12	2
			金属製品	0	0
			その他製造業	182	7
			サービス業	100	9
			卸売業	8	5
			建設業	1	1
			その他	0	0
			(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))		
			○平成 28 年度オープンイノベーション型適用金額 (単位:百万円)		
			業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
			総計	4,193	160
			製造業	3,355	97
			化学工業	1,793	43
			機械製造業	156	13
			電気機械	302	3
			食料品	36	7
			輸送用機械	610	1
			金属製品	7	6
			その他製造業	451	24
			サービス業	141	25
			卸売業	342	30
			建設業	28	5
			その他	327	3
			(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))		
			※なお、総務省「科学技術研究調査」平成 29 年度調査結果(平成 28 年度実績)によれば、民間研究開発投資額(13.3 兆円)のうち、製造業の割合は 86.9%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(22.0%)」、「情報通信機械器具製造業(10.2%)」、「医薬品製造業(10.2%)」、「電気機械器具製造業(8.4%)」、「化学工業		

		(6.4%)」となっているほか、非製造業の割合は 13.1%となっている。 ※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第 10 表 租税特別措置法関連項目によると、平成28年の適用は4人(適用金額1百万円)となっている。また、それ以前の平成26年及び平成27年の本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。																										
②	適用額	○適用額実績 <中小企業技術基盤強化税制(拡充)> 平成 26 年度 47 億円 平成 27 年度 37 億円 平成 28 年度 34 億円 <高水準型(延長)> 平成 26 年度 0.14 億円 平成 27 年度 0.09 億円 平成 28 年度 0.06 億円 <オープンイノベーション型(拡充)> 平成 26 年度 — 平成 27 年度 0.07 億円 平成 28 年度 0.21 億円 (出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」) ○将来推計 <table><thead><tr><th></th><th>適用金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成 31 年度</td><td></td></tr><tr><td>中小企業技術基盤強化税制</td><td>57 億円</td></tr><tr><td>高水準型</td><td>0.05 億円</td></tr><tr><td>オープンイノベーション型</td><td>1.1 億円</td></tr><tr><td>平成 32 年度</td><td></td></tr><tr><td>中小企業技術基盤強化税制</td><td>61 億円</td></tr><tr><td>高水準型</td><td>0.05 億円</td></tr><tr><td>オープンイノベーション型</td><td>1.1 億円</td></tr><tr><td>平成 33 年度</td><td></td></tr><tr><td>中小企業技術基盤強化税制</td><td>66 億円</td></tr><tr><td>高水準型</td><td>0.05 億円</td></tr><tr><td>オープンイノベーション型</td><td>1.1 億円</td></tr></tbody></table> ※国税における適用額の推計のうち資本金 1 億円以下の法人分の推計額に法人住民税率(12.9%)を乗じた数を計上した。 (参考:国税) ○適用額実績 <総額型(拡充)>		適用金額	平成 31 年度		中小企業技術基盤強化税制	57 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	平成 32 年度		中小企業技術基盤強化税制	61 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	平成 33 年度		中小企業技術基盤強化税制	66 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円
	適用金額																											
平成 31 年度																												
中小企業技術基盤強化税制	57 億円																											
高水準型	0.05 億円																											
オープンイノベーション型	1.1 億円																											
平成 32 年度																												
中小企業技術基盤強化税制	61 億円																											
高水準型	0.05 億円																											
オープンイノベーション型	1.1 億円																											
平成 33 年度																												
中小企業技術基盤強化税制	66 億円																											
高水準型	0.05 億円																											
オープンイノベーション型	1.1 億円																											

			平成 26 年度 5,281 億円(51 億円) 平成 27 年度 4,848 億円(54 億円) 平成 28 年度 4,939 億円(48 億円) <中小企業技術基盤強化税制(拡充)> 平成 26 年度 274 億円(273 億円) 平成 27 年度 267 億円(266 億円) 平成 28 年度 260 億円(257 億円) <高水準型(延長)> 平成 26 年度 55 億円(1.0 億円) 平成 27 年度 60 億円(1.0 億円) 平成 28 年度 45 億円(0.8 億円) <オープンイノベーション型(拡充)> 平成 26 年度 3 億円(0.1 億円) 平成 27 年度 39 億円(0.7 億円) 平成 28 年度 42 億円(1.6 億円) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)
			○将来推計
			適用金額
			平成 31 年度
			総額型 6,382 億円
			中小企業技術基盤強化税制 439 億円(435 億円)
			高水準型 22 億円(0.4 億円)
			オープンイノベーション型 289 億円(8.2 億円)
			平成 32 年度
			総額型 6,880 億円
			中小企業技術基盤強化税制 473 億円(469 億円)
			高水準型 22 億円(0.4 億円)
			オープンイノベーション型 289 億円(8.2 億円)
			平成 33 年度
			総額型 7,417 億円
			中小企業技術基盤強化税制 510 億円(506 億円)
			高水準型 22 億円(0.4 億円)
			オープンイノベーション型 289 億円(8.2 億円)
			※高水準型及びオープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 31 年度、平成 32 年度、平成 33 年度は、平成 30 年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 7.8%増加させる必要があることから、平成 31 年度税制改正要望内容に伴う適用金額の 107.8%に相当する額を平成 32 年度推計値に、平成 32 年度推計値の 107.8%に相当する額を平成 33 年度推計値とした。(平成 30 年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)

③	減収額	○適用額実績 <中小企業技術基盤強化税制(拡充)> 平成 26 年度 47 億円 平成 27 年度 37 億円 平成 28 年度 34 億円 <高水準型(延長)> 平成 26 年度 0.14 億円 平成 27 年度 0.09 億円 平成 28 年度 0.06 億円 <オープンイノベーション型(拡充)> 平成 26 年度 — 平成 27 年度 0.07 億円 平成 28 年度 0.21 億円 (出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」) ○将来推計 <table><thead><tr><th></th><th>適用金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成 31 年度</td><td></td></tr><tr><td>中小企業技術基盤強化税制</td><td>57 億円</td></tr><tr><td>高水準型</td><td>0.05 億円</td></tr><tr><td>オープンイノベーション型</td><td>1.1 億円</td></tr><tr><td>平成 32 年度</td><td></td></tr><tr><td>中小企業技術基盤強化税制</td><td>61 億円</td></tr><tr><td>高水準型</td><td>0.05 億円</td></tr><tr><td>オープンイノベーション型</td><td>1.1 億円</td></tr><tr><td>平成 33 年度</td><td></td></tr><tr><td>中小企業技術基盤強化税制</td><td>66 億円</td></tr><tr><td>高水準型</td><td>0.05 億円</td></tr><tr><td>オープンイノベーション型</td><td>1.1 億円</td></tr></tbody></table> ※国税における適用額の推計のうち資本金 1 億円以下の法人分の推計額に法人住民税率(12.9%)を乗じた数を計上した。 (参考:国税) ○適用額実績 <総額型(拡充)> 平成 26 年度 5,281 億円(51 億円) 平成 27 年度 4,848 億円(54 億円) 平成 28 年度 4,939 億円(48 億円) <中小企業技術基盤強化税制(拡充)> 平成 26 年度 274 億円(273 億円) 平成 27 年度 267 億円(266 億円) 平成 28 年度 260 億円(257 億円) <高水準型(延長)> 平成 26 年度 55 億円(1.0 億円)		適用金額	平成 31 年度		中小企業技術基盤強化税制	57 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	平成 32 年度		中小企業技術基盤強化税制	61 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	平成 33 年度		中小企業技術基盤強化税制	66 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円
	適用金額																											
平成 31 年度																												
中小企業技術基盤強化税制	57 億円																											
高水準型	0.05 億円																											
オープンイノベーション型	1.1 億円																											
平成 32 年度																												
中小企業技術基盤強化税制	61 億円																											
高水準型	0.05 億円																											
オープンイノベーション型	1.1 億円																											
平成 33 年度																												
中小企業技術基盤強化税制	66 億円																											
高水準型	0.05 億円																											
オープンイノベーション型	1.1 億円																											

			平成 27 年度 60 億円(1.0 億円) 平成 28 年度 45 億円(0.8 億円) <オープンイノベーション型(拡充)> 平成 26 年度 3 億円(0.1 億円) 平成 27 年度 39 億円(0.7 億円) 平成 28 年度 42 億円(1.6 億円) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)
			○将来推計
			適用金額
			平成 31 年度
			総額型 6,382 億円
			中小企業技術基盤強化税制 439 億円(435 億円)
			高水準型 22 億円(0.4 億円)
			オープンイノベーション型 289 億円(8.2 億円)
			平成 32 年度
			総額型 6,880 億円
			中小企業技術基盤強化税制 473 億円(469 億円)
			高水準型 22 億円(0.4 億円)
			オープンイノベーション型 289 億円(8.2 億円)
			平成 33 年度
			総額型 7,417 億円
			中小企業技術基盤強化税制 510 億円(506 億円)
			高水準型 22 億円(0.4 億円)
			オープンイノベーション型 289 億円(8.2 億円)
			※高水準型及びオープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 31 年度、平成 32 年度、平成 33 年度は、平成 30 年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 7.8%増加させる必要があることから、平成 31 年度税制改正要望内容に伴う適用金額の 107.8%に相当する額を平成 32 年度推計値に、平成 32 年度推計値の 107.8%に相当する額を平成 33 年度推計値とした。(平成 30 年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
回復基調にあった我が国の研究開発費の対GDP比率は、2014 年度をピークに下降傾向にあり、2016 年度は回復前の 2010 年度を下回る比率にまで落ち込んでいる。
よって、未だ「官わせた研究開発投資を対GDP比の 4%以上」及び「民間企業研究開発投資を対 GDP 比の 3%以上」という目標を達成できていない。
対 GDP 研究開発投資比率の推移

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
研究開発投資総額	3.50%	3.43%	3.52%	3.50%	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%
民間企業研究開発投資額	2.44%	2.41%	2.48%	2.46%	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%

(出典:科学技術研究調査(総務省)、国民経済計算(内閣府))
そのため、「官民合わせた研究開発費の対GDP比 4%以上」及び「民間企業研究開発投資の対 GDP 比 3%以上」を達成するためには、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要であると考えられる。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
民間企業研究開発投資の対 GDP 比率は、リーマンショック後の大幅な落ち込みからは回復基調にあったが、2014 年度をピークに下降傾向にあり、2016 年度は回復前の 2010 年度を下回る比率にまで落ち込んでいる。また、研究開発投資の伸び率は主要国と比して低調な状況が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。
なお、今般の要望を踏まえた、研究開発税制の経済波及効果のうち、平成 31 年度～平成 40 年度までの 10 年間に及ぼす効果は以下のとおり。
(総額型、オープンイノベーション型、高水準型)
・平成 31 年度減収見込額 6,694 億円
↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
・平成 31 年度の減税(6,694 億円)が、平成 31 年度～平成 40 年度までの 10 年間に及ぼす①GDP 押し上げ効果:2 兆 2,802 億円、②雇用創出効果:約 27.9 万人、③税收効果:約 4,326 億円
(中小企業技術基盤強化税制)
・平成 31 年度減収見込額 439 億円
↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
・平成 31 年度の減税(439 億円)が、平成 31 年度～平成 40 年度までの 10 年間に及ぼす①GDP 押し上げ効果:1,496 億円、②雇用創出効果:約 1.8 万人、③税收効果:約 284 億円

	⑤ 税収減を是認する理由等	第5期科学技術基本計画の当面の目標「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。 なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍に押し上げる効果がある。平成30年度経済産業省アンケート調査でも、約6割の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)が、研究開発税制における総額型以外の措置にも当てはまるとすると、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の実績から、平成28年度における民間企業の研究開発投資押し上げ額は13,807億円(592,586百万円 × 2.33倍 = 1,380,725百万円)と推定される。 また、平成28年度の民間企業研究開発投資額133,183億円(実績)に対しては、約10.7%の押し上げ効果があり、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。 ○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ 研究開発税制において、控除限度額が控除上限を超える企業については、さらに研究開発費を増加させるインセンティブが利きづらく、むしろ、研究開発費を増加させるほど研究開発費に対する税額控除額の割合が下がってしまう。このような企業は、リスクをとって利益を「すぐには稼げない」研究開発投資に振り向けている企業であり、中立・公平な支援の観点から、控除上限の引上げが必要であると考えられる ○ 総額型の控除率を見直し、最大15%の控除率を実現 ○ 中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3年間延長(33年度末まで)) ○ 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3年間(33年度末まで)) 研究開発税制については、平成29年度税制改正において、総額型及び中小企業技術基盤強化税制に研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。この方策は、民間企業の研究開発投資を維持・拡大させることが期待でき、「民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%」の目標の達成に資することから、維持・拡充が必要である。 ○ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の控除上限上乗せ措置の適用期限の延長(3年間延長(33年度末まで)) この上乗せ措置は、通常よりも売上高に占める研究開発投資比率が高い企業の研究開発投資水準を維持・拡大に有効な制度であり、本制度を延長することは、今後も高い研究開発投資水準を確保することが期待でき、「民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%」の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。 ○ オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベン
--	----------------------	--

			チャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等) ○ ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ ベンチャー企業は通常、設立当初は赤字であることが多いが、我が国の研究開発税制は繰越控除が認められておらず、構造的に税制上の支援が行き渡りづらい。また、ベンチャー企業にとっては、量産化研究や実証研究を自社のみの技術・リソースでは完了することが困難であることが多いと言われている(いわゆる「死の谷」)。 そのようなベンチャー企業と連携し、ベンチャー側に足りない技術を補完する事業会社を支援することや、ベンチャー企業が最初の成功の利益を元手に、より大きなビジョンに向けた更なる研究開発を進めることを支援することは、業種・分野・企業形態を問わず支援する観点から妥当であると考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当であると考えられる。 予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指すものとなる。他方、我が国のイノベーションは企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力の観点から極めて重要である。よって、研究開発テーマに中立的かつ公平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援する制度として適切である。 研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。しかしながら、控除限度額が控除上限を超える企業については、さらに研究開発費を増加させるインセンティブが利きづらく、むしろ、研究開発費を増加させるほど研究開発費に対する税額控除額の割合が下がってしまう。このような企業は、リスクをとって利益を「すぐには稼げない」研究開発投資に振り向けている企業であり、中立・公平な支援の観点から、控除上限の引上げが妥当であると考えられる。 なお、諸外国では、研究開発に対する税制優遇措置について控除上限を設定していない国も多い。さらに、諸外国では近年、法人税率を下げつつ、研究開発に対する税制優遇措置を維持・拡充する傾向にある。

			<table><tr><td></td><td></td><td>総額型：恒久※ 上乗せ型：時限 租税特別措置法 ※総額型の控除率は、 一部時限措置</td><td>2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ (20%→25%)、O I 型の控除率の大幅な拡充 (12%→20%または30%) ほか 2017 増加型を廃止した上で、総額型に試験研究費の増減率に 応じて、控除率 6 ～ 14 % の範囲でメリハリがつく仕組みを 導入ほか</td><td>法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2017fy)</td></tr><tr><td></td><td></td><td>恒久措置 内国歳入法</td><td>2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化 (2016年よ り措置)</td><td>法人実効税率 38.91%※ ※地方税率は各地方で異 なるため平均値より算出</td></tr><tr><td></td><td></td><td>恒久措置 法人税法</td><td>2008 大企業向け追加損金算入割合を引上 (25%→30%) 2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ (50%→75% : 08fy→100% : 11fy→125%12fy → 130% : 2015) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入 (2016から税額控除に一本化) 2018 大企業向けの税額控除制度の控除率引上げ (11%→12%)</td><td>法人実効税率 19.00%</td></tr><tr><td></td><td></td><td>恒久措置 フランス税法</td><td>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に費し た一定の支出に対して20%の税額控除の創設 ※2019年度から段階的に法人税率を引き下げ。また、研 究開発税制の改善について検討する旨表明。</td><td>法人実効税率 33.33%</td></tr><tr><td></td><td></td><td>恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法</td><td>2008 重点分野 (新成長動力及び源泉技術研究開発) に 対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用 (以前は、大企業と同率)</td><td>法人実効税率 24.20%</td></tr></table>			総額型：恒久※ 上乗せ型：時限 租税特別措置法 ※総額型の控除率は、 一部時限措置	2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ (20%→25%)、O I 型の控除率の大幅な拡充 (12%→20%または30%) ほか 2017 増加型を廃止した上で、総額型に試験研究費の増減率に 応じて、控除率 6 ～ 14 % の範囲でメリハリがつく仕組みを 導入ほか	法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2017fy)			恒久措置 内国歳入法	2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化 (2016年よ り措置)	法人実効税率 38.91%※ ※地方税率は各地方で異 なるため平均値より算出			恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加損金算入割合を引上 (25%→30%) 2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ (50%→75% : 08fy→100% : 11fy→125%12fy → 130% : 2015) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入 (2016から税額控除に一本化) 2018 大企業向けの税額控除制度の控除率引上げ (11%→12%)	法人実効税率 19.00%			恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に費し た一定の支出に対して20%の税額控除の創設 ※2019年度から段階的に法人税率を引き下げ。また、研 究開発税制の改善について検討する旨表明。	法人実効税率 33.33%			恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法	2008 重点分野 (新成長動力及び源泉技術研究開発) に 対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用 (以前は、大企業と同率)	法人実効税率 24.20%	
		総額型：恒久※ 上乗せ型：時限 租税特別措置法 ※総額型の控除率は、 一部時限措置	2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ (20%→25%)、O I 型の控除率の大幅な拡充 (12%→20%または30%) ほか 2017 増加型を廃止した上で、総額型に試験研究費の増減率に 応じて、控除率 6 ～ 14 % の範囲でメリハリがつく仕組みを 導入ほか	法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2017fy)																									
		恒久措置 内国歳入法	2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化 (2016年よ り措置)	法人実効税率 38.91%※ ※地方税率は各地方で異 なるため平均値より算出																									
		恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加損金算入割合を引上 (25%→30%) 2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ (50%→75% : 08fy→100% : 11fy→125%12fy → 130% : 2015) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入 (2016から税額控除に一本化) 2018 大企業向けの税額控除制度の控除率引上げ (11%→12%)	法人実効税率 19.00%																									
		恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に費し た一定の支出に対して20%の税額控除の創設 ※2019年度から段階的に法人税率を引き下げ。また、研 究開発税制の改善について検討する旨表明。	法人実効税率 33.33%																									
		恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法	2008 重点分野 (新成長動力及び源泉技術研究開発) に 対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用 (以前は、大企業と同率)	法人実効税率 24.20%																									
	②	他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究 テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階にお いて成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広 く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 OECD ペーパー (Appelt, S. et al. (2016)) においても、「研究開発税制と予 算等による直接的な支援措置とでは政策目的が異なるとされており、予算 等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを 支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開 発を行うかの選択の余地を残している点で、市場メカニズムに基づく措置で あるとされている。																										
	③	地方公共団 体が協力す る相当性	地方税法第 23 条第 1 項第 4 号及び第 292 条第 1 項第 4 号において、 法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとさ れている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条によ り、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められて いる。																										
12	有識者の見解																												
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期		平成 28 年 8 月																										

平成 29 年度、平成 30 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 28 年度実績）

- ・ 総額型：
 - 適用件数：3,568（うち中小企業：781）
 - 適用総額：493,922 百万円（うち中小企業：4,791 百万円）
- ・ 中小企業技術基盤強化税制：
 - 適用件数：5,320（うち中小企業：5,302）
 - 適用総額：26,010 百万円（うち中小企業：25,672 百万円）
- ・ 高水準：
 - 適用件数：150（うち中小企業：102）
 - 適用総額：4,475 百万円（うち中小企業：78 百万円）
- ・ オープンイノベーション型：
 - 適用件数：397（うち中小企業：189）
 - 適用総額：4,193 百万円（うち中小企業：160 百万円）

[総額型]

○平成 30 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 28 年度実績）

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 28 年度の総額型の活用実績は、493,922 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度の総額型活用実績は、288,554 百万円であり、カバー率は、約 58.4%。
(カバー率：288,554/493,922=58.4%)
3. 当該カバー率（58.4%）を経済産業省平成 30 年度企業アンケートで得られた、平成 29 年度の総額型活用実績の 359,471 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における総額型の見込み額とした。
(359,471 百万円÷58.4%=615,312 百万円)
4. 適用件数は、経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度の総額型適用件数は、343 件であり、カバー率は、9.6%。
5. 当該カバー率（9.6%）を経済産業省企業アンケートで得られた、平成 29 年度の総額型適用件数の 357 件に割り戻して得られた件数を、現行制度の平成 29 年度における総額型の適用見込み件数とした。
(平成 29 年度推計件数：357÷9.6%=3,714 件)

[中小企業技術基盤強化税制]

○平成 30 年度中小企業アンケート調査（平成 29 年度実績）

【中小企業者等】

1. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1～3 と同様の手法により得られた 38,355 百万円を現行制度の平成 29 年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。
2. 適用見込み件数についても、上記 4～5 と同様の手法により得られた 5,986 件を適用見込み件数とした。

【大企業】

大企業の実績については、アンケート等により把握できていないため、以下のとおり試算した。

- ・平成 29 年度適用件数

大企業： $5,986 \times (14+18 \div 5,408+5,302) = 18$ 件

※試算方法：中小企業者等の H29 実績 $\times$ (H27 大企業実績+H28 大企業実績/
H27 中小企業者等実績+H28 中小企業者等実績)

- ・平成 29 年度適用金額

大企業： $38,355 \times (114+338 \div 26,613+25,672) = 332$ 百万円

※試算方法：中小企業者等の H29 実績 $\times$ (H27 大企業実績+H28 大企業実績/
H27 中小企業者等実績+H28 中小企業者等実績)

○平成 30 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 28 年度実績）

- ・平成 28 年度集計結果

適用件数：12（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：8.0%）

適用総額：2,264 百万円（カバー率：50.6%）

- ・平成 29 年度集計結果 適用件数：5
適用総額：2,757 百万円

- ・平成 29 年度推計件数： $5 \div 8.0\% = 63$
推計総額： $2,757 \text{ 百万円} \div 50.6\% = 5,450 \text{ 百万円}$

[オープンイノベーション型]

○平成 30 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 28 年度実績）

- ・平成 28 年度集計結果

適用件数：56（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：14.1%）

適用総額：2,252 百万円（カバー率：53.7%）

- ・平成 29 年度集計結果 適用件数：66
適用総額：4,589 百万円

- ・平成 29 年度推計件数： $66 \div 14.1\% = 468$
推計総額： $4,589 \text{ 百万円} \div 53.7\% = 8,545 \text{ 百万円}$

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

(総額型)

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 28 年度の総額型の活用実績は、493,922 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度の総額型活用実績は、288,554 百万円であり、カバー率は、約 58.4%。
(カバー率：288,554/493,922=58.4%)
3. 当該カバー率（58.4%）を経済産業省平成 30 年度企業アンケートで得られた、平成 29 年度の総額型活用実績の 359,471 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における総額型の見込み額とした。
(359,471 百万円÷58.4%=615,312 百万円)
4. 平成 31 年度税制改正要望において、総額型の仕組みの変更及びオープンイノベーション型の支援対象の拡充等に伴う平成 31 年度の活用見込み額を、経済産業省企業アンケートにおいて得られた平成 29 年度の試験研究費の額等を踏まえ 638,249 百万円の見込み額とした。
5. 総額型の仕組みの変更及びオープンイノベーション型の支援対象の拡充等に伴う増減額は、▲22,937 百万円の減収見込み額とした。なお、このうち▲3,202 百万円については、高水準型からの移行分（後述）であるため、総額型の仕組み変更及びオープンイノベーション型の支援対象の拡充等に伴う実質的な増減額は▲19,735 百万円である。（注 1）

(注)

1. 上記の試算における試験研究費割合が 10%を超える場合の総額型控除上限上乗せ措置及び高水準型の適用については、控除額が最大となる制度を適用することとし、両者の控除額が同額である場合には、計算が簡素であることから、総額型控除上限上乗せ措置を適用することと仮定している。

(中小企業技術基盤強化税制)

6. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、中小企業技術基盤強化税制の仕組みの変更に伴う減収見込額を▲5,190 百万円とした。

【適用見込事業者数】

(総額型)

1. 適用見込事業者数について、要望書提出時点においては、企業アンケートによる平成 31 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 28 年度の適用事業者数並びに企業アンケートにおける平成 28 年度及び平成 29 年度の適用事業者数より、平成 31 年度の総額型適用見込事業者数（3,714 社）を推計した。

（中小企業技術基盤強化税制）

2. 総額型と同様に、適用見込事業者数については要望書提出時点において、企業アンケートによる平成 31 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 28 年度の適用事業者数並びに企業アンケートにおける平成 28 年度及び平成 29 年度の適用事業者数より、平成 31 年度の中小企業技術基盤強化税制適用見込事業者数（6,004 社）を推計した。

高水準型 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 28 年度の高水準の活用実績は、4,475 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度の高水準型の実績は、2,264 百万円であり、カバー率は、約 50.6%。
(カバー率：2,264/4,475=50.6%)
3. 当該カバー率（50.6%）を経済産業省平成 30 年度企業アンケートで得られた、平成 29 年度の高水準活用実績の 2,757 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における高水準型の見込み額とした。
(2,757 百万円÷50.6%=5,450 百万円)
4. 平成 31 年度税制改正要望において、活用見込み額を 2,247 百万円とした。
5. これは、総額型控除上限上乗せ措置と高水準型は選択制であるため、両者の控除額が同額である場合には、計算が簡素である総額型控除上限上乗せ措置を適用することと仮定していることから、高水準型ではなく、総額型控除上限上乗せ措置の適用を受ける額を、経済産業省企業アンケートから+3,202 百万円の増収見込み額としたためである。

【適用見込事業者数】

1. 同様の手法により、平成 31 年度の適用見込事業者数（63 社）とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 28 年度のオープンイノベーション型の活用実績は、4,193 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度のオープンイノベーション型の実績は、2,252 百万円であり、カバー率は、約 53.7%。
(カバー率：2,252/4,193=53.7%)
3. 当該カバー率（53.7%）を経済産業省平成 30 年度企業アンケートで得られた、平成 29 年度のオープンイノベーション型活用実績の 4,589 百万円に割り戻して得られた額を、平成 29 年度におけるオープンイノベーション型の減収見込み額とした。
(4,589 百万円÷53.7%=8,545 百万円)
4. 平成 31 年度税制改正要望において、オープンイノベーション型の支援対象の拡充及び一部控除率引上げに伴う活用見込み額を、経済産業省企業アンケートから 20,364 百万円の見込み額とした。
5. オープンイノベーション型の支援対象の拡充及び一部控除率引上げに伴う増減額は、▲20,364 百万円の改正減収見込み額とした。

【適用見込事業者数】

1. 同様の手法により、平成 31 年度の適用見込事業者数（468 社）とした。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税3) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税2)
		② 上記以外の税目	(事業所税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 1. 国税 (情報通信産業振興地域) (1) 投資税額控除(法人税) ア 対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの:8% ・機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が100万円を超えるもの:15% イ 法人税額の20%が上限額(繰越4年)、取得価額の上限額20億円 ウ 建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 (情報通信産業特別地区) (2) 所得控除(法人税) ア 情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(事業認定法人で、法人設立後10年間) ※(1)との選択制。 2. 地方税 (情報通信産業振興地域・特区) (1) 法人住民税及び事業税 ア 上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する。 (自動連動) (2) 事業所税 ア 那覇市内において1,000万円を超える情報通信業務に供する機械等及び1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2に相当する面積を5年間控除

			《要望の内容》 延長要望 適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。 《関係条項》 沖縄振興特別措置法 第31条、第32条 租税特別措置法 第42条の9、第60条、第68条の13、 第68条の63 租税特別措置施行令 第27条の9、第36条、第39条の43、 第39条の90 租税特別措置法施行規則 第20条の4、第21条の17の2、 第22条の26、第22条の60の2 地方税法 第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 附則第33条 地方税法施行令 附則第16条の2の8
5	担当部局		情報流通行政局 地域通信振興課 沖縄情報通信振興室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成26年度～平成33年度
7	創設年度及び改正経緯		平成10年度 ・情報通信産業振興地域の創設 平成14年度 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 平成19年度 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長・ 拡充（常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和） 平成24年度 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区（うるま市）を 追加。 ・特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデ ータセンターを追加 等 平成26年度 ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10人→5人） ・特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ （機械・装置、特定の器具・備品 1,000万円超→100万円 超） 平成29年度 ・2年間延長
8	適用又は延長期間		2年間(平成31年度～32年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近 接性、豊富な若年労働者を有するなどの沖縄の特性を最大限に活か すことで、観光・リゾート産業に並ぶリーディング産業として今後

		も成長が期待される分野である。 そのような中、AI やIoTなどの技術革新によるデータ流通量の増大やサイバーセキュリティの重要性の高まりにより、データを活用してイノベーションを創出する事業やサイバーセキュリティ関連の事業は、今後も成長が見込まれるところである。 このため、沖縄においても、これらの成長著しい事業を営む企業の集積を進めることで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化を促進し、もって沖縄の自立型経済の発展を目指す。
		《政策目的の根拠》 ○ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 (定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。 七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、映像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であつて、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。 八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。 (情報通信産業振興計画の作成等) 第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画(以下「情報通信産業振興計画」という。)を定めることができる。 2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 略 二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域 三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場

		合にあっては、その区域 3～8項（略） （情報通信産業特別地区における事業の認定） 第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。 2～4項（略） ○ 沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定） Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 （1）沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。 Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 （2）情報通信関連産業 情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。 このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を旨とする。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	平成 31 年度概算要求における政策体系図 【基本計画（平成 29 年9月策定）】 V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1. 達成目標 ・ 情報通信関連企業の立地数を平成 33 年度までに 560 社とする。（平成 30 年 1 月現在の実績：454 社） ・ 立地企業による雇用者数を平成 33 年度までに 4.2 万人とする。（平成 30 年 1 月現在の実績：29,379 人） ・ ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を平成 33 年度までに 1,450 万円とする。（平成 28 年度の実績：1,379 万円） ※「情報通信関連企業立地数」は、平成 2 年以降に沖縄県に立地した以下①、②の

			合計。 ①本社所在地が県外にある支社・支店・営業所・事業拠点の数 ②県外企業の子会社・関連企業の数 2. 測定指標 平成 33 年度までに ・進出後に本制度を活用した企業数 37 社 ・進出後に本制度を活用した企業による雇用者数 15,670 人 ※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成 33 年度とする。 ※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン実施計画）の目標値に基づき設定する。																									
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。																									
10	有効性等	① 適用数	1. 平成 26 年度税制改正後の適用件数実績 （単位：件） <table><tr><td></td><td>H26 年</td><td>H27 年</td><td>H28 年</td><td>H29 年</td></tr><tr><td>所得控除</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>13</td><td>15</td><td>21</td><td>14</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>事業税</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ※国税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※平成 29 年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。 ※算定できないものについては「—」と記載。 【補足説明】平成 27 年度の所得控除の適用件数及び適用金額について 平成 27 年度の所得控除の実績については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では 0 件であるが、認定企業への聞き取り調査等により所得控除の適用を受けていることが確認できた。（別表 1、別表 4（所得の金額の計算に関する明細書）、別表 10（沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書）により確認済み）。なお、上記報告書に反映されていない原因は、確定申告に当たり「適用額明細書」の添付が漏れていたためであった。 このため、当該認定企業においては、所得控除の適用を受けた当時の確定申告に係る「適用額明細書」の追加提出を行っており、確認のため、税務署の収受印が押印された「適用額明細書」の控えの提供を受けている。		H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	所得控除	0	1	0	1	投資税額控除	13	15	21	14	法人住民税	—	—	—	—	事業税	—	—	—	—
	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年																								
所得控除	0	1	0	1																								
投資税額控除	13	15	21	14																								
法人住民税	—	—	—	—																								
事業税	—	—	—	—																								

2. 今後の適用件数見込み

今後は平年度で所得控除 4 件、投資税額控除 18 件の適用を見込む。

3. 所得控除の適用実績が僅少な理由

前回評価時（平成 28 年度）の将来推計において、所得控除は平成 28 年度に適用 1 件、適用額 1 百万円を見込んでいたところ、実際の適用は 0 件となっているが、平成 27 年度に適用を受けた事業認定企業において、投資税額控除の適用を選択している。

また、平成 29 年度においては、データセンター事業で初の事業認定を行ったことにより、認定企業数は累計で 3 社となり、適用 1 件、適用額 1 百万円を見込んでいることから、平成 26 年度税制改正による要件緩和等以降、僅少ながら着実に増加している。

<参考：認定企業数>

認定法人数	H26 年度		H27 年度		H28 年度		H29 年度	
	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計
	1	1	1	2	0	2	1	3

本制度は、情報通信産業の集積を特に促進する事業を「専業」で行う企業に限定して手厚い優遇措置を講じ、企業誘致を進めてきており、今後も引き続き本制度を企業誘致のインセンティブとして、情報通信関連産業の集積と高度化を図り、自立型経済の構築を着実に推進していきたい。

4. 適用実績増加に向けて実施してきた取組み

平成 29 年度においては、内閣府と沖縄県が連携し、沖縄税理士会の協力のもと、特区・地域制度のワンストップ相談窓口を開設し、併せて、「税制活用セミナー」を 3 回実施した（6 月）。

また、沖縄県では、7 月に東京都と大阪府で「沖縄県企業誘致セミナー」を開催するとともに、県外企業を沖縄県内に招聘する「沖縄県投資環境視察ツアー」等での県外企業への周知や、企業個別訪問等により本制度の周知を行った。

さらに沖縄県産業振興公社においても、各経済団体や業界団体が主催する説明会等において当該制度の説明を行う（43 回）とともに、県内情報通信関連団体においても、会員企業向けに同制度の周知活動を実施している。

その結果、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの間に、ワンストップ相談窓口では情報通信産業振興地域・特区に関する問い合わせが 36 件あったほか、沖縄県では今後の企業立地に向けて 81 社の情報通信関連企業の相談（平成 30 年 3 月末現在）を受けており、制度をインセンティブとした企業誘致が着実に進んでいる。

<参考①：平成 29 年度県外企業向けセミナーの実績>

	参加人数
企業誘致セミナー	440 人
投資環境視察ツアー	18 人

		<参考②：平成 29 年度沖縄振興税制活用セミナー> <table><tr><td></td><td>参加人数</td></tr><tr><td>沖縄振興税制活用セミナー（北部会場）</td><td>35 人</td></tr><tr><td>沖縄振興税制活用セミナー（中部会場）</td><td>32 人</td></tr><tr><td>沖縄振興税制活用セミナー（南部会場）</td><td>100 人</td></tr></table> ※企業以外にも、実際に申告書を作成する税理士の参加も多数確認できた。 <参考③：「ワンストップ相談窓口」における相談件数> <table><tr><td>相談内容</td><td>件数</td></tr><tr><td>制度全般に関すること</td><td>158 件</td></tr><tr><td>情報特区・振興地域制度</td><td>36 件</td></tr><tr><td>その他（他制度に関することを含む）</td><td>385 件</td></tr><tr><td>合計</td><td>579 件</td></tr></table> <参考④：個別企業訪問実績> 平成 29 年度：27 社		参加人数	沖縄振興税制活用セミナー（北部会場）	35 人	沖縄振興税制活用セミナー（中部会場）	32 人	沖縄振興税制活用セミナー（南部会場）	100 人	相談内容	件数	制度全般に関すること	158 件	情報特区・振興地域制度	36 件	その他（他制度に関することを含む）	385 件	合計	579 件							
	参加人数																										
沖縄振興税制活用セミナー（北部会場）	35 人																										
沖縄振興税制活用セミナー（中部会場）	32 人																										
沖縄振興税制活用セミナー（南部会場）	100 人																										
相談内容	件数																										
制度全般に関すること	158 件																										
情報特区・振興地域制度	36 件																										
その他（他制度に関することを含む）	385 件																										
合計	579 件																										
②	適用額	1. 平成 26 年度税制改正後の適用額実績 (単位：百万円) <table><tr><td></td><td>H26 年</td><td>H27 年</td><td>H28 年</td><td>H29 年</td></tr><tr><td>所得控除</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>693</td><td>860</td><td>709</td><td>535</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>120</td><td>118</td><td>92</td><td>—</td></tr><tr><td>事業税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>—</td></tr></table> ※国税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※及び平成 29 年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。 ※算定できないものについては「—」と記載。 2. 今後の適用額見込み 今後は、平年度で、所得控除約 4 百万円、投資税額控除約 8 億円の適用を見込む。		H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	所得控除	0	1	0	1	投資税額控除	693	860	709	535	法人住民税	120	118	92	—	事業税	0	0	0	—
	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年																							
所得控除	0	1	0	1																							
投資税額控除	693	860	709	535																							
法人住民税	120	118	92	—																							
事業税	0	0	0	—																							
③	減収額	1. 平成 26 年度税制改正後の減収額実績 (単位：百万円) <table><tr><td></td><td>平成 26 年度</td><td>平成 27 年度</td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td></tr><tr><td>減収額</td><td>693</td><td>860</td><td>709</td><td>535</td></tr></table> ※平成 26 年度から平成 28 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」における活用実績に基づいて試算。平成 29 年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算。 2. 今後の減収見込み 今後は、平年度で約 8 億円の減収額を見込む。		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	減収額	693	860	709	535															
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度																							
減収額	693	860	709	535																							

④

効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

1. 政策目的の達成状況

本制度の政策目標のうち情報通信関連企業の立地数とその雇用者数については、平成 20 年 1 月時点の 194 社、16,317 人から、平成 30 年 1 月時点で 454 社、29,379 人となっており、制度の拡充等の変遷とともに着実に増加している。これに伴い、沖縄県の情報通信業の生産額も平成 23 年度以降順調に増加しているところ（参考①）。

また、本県のソフトウェア業における一人当たりの年間売上高についても、平成 25 年度の 844 万円から平成 28 年度の 1,379 万円となっており、制度を活用した設備投資等の増加とともに増加傾向にある。

これらのことから、本制度が一定のインセンティブとなって企業立地や企業の設備投資が進み、新たな雇用創出や情報通信関連産業の高度化による自立型経済の構築が進んでいるものと考えられる。

しかしながら、前述のソフトウェア業における従業者数一人当たりの年間売上高について全国と比較すると、直近 4 年間の各年において平均値を下回っており、生産性の向上が課題となっている（参考②）。

このため、情報通信関連産業の更なる高度化を促進していくためには、業務効率化や付加価値を高めるための新たな投資を促進するとともに、先端的な I T（情報技術）の活用によるイノベーションを創出する企業の集積により、生産性を向上させていくことが必要である。

<参考①：情報通信業の名目県内総生産>

(単位：百万円)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
情報通信業の名目県内総生産	183,043	196,697	200,153	206,861

※県民経済計算（内閣府）

<参考②：ソフトウェア業一人当たり年間売上高（都道府県順位）>

(単位：百万円)

順位	H25 年		H26 年		H27 年		H28 年	
1	東京	2,147	東京	2,260	東京	2,263	東京	3,300
2	愛知	1,962	千葉	2,207	千葉	2,098	神奈川	2,469
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
28	長崎	1,182	沖縄	1,263	福井	1,267	茨城	1,424
29	栃木	1,178	鳥取	1,259	徳島	1,261	福井	1,388
30	山口	1,130	静岡	1,240	島根	1,260	沖縄	1,379
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
36	熊本	1,044	山梨	1,137	沖縄	1,213	岡山	1,231
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
44	沖縄	844	山形	906	奈良	885	山形	1,041

・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
平均値	－	1,265	－	1,355	－	1,400	－	1,574
指 数	－	66.7%	－	93.2%	－	86.7%	－	87.6%

※平成 25～27 年までは特定サービス産業実態調査（経済産業省）
※平成 28 年は経済センサス（総務省）
※指数について：平均値を 100 とした場合の沖縄県のソフトウェア業の従業者一人当たりの年間売上高の割合

2. 所期の目標の実現状況

平成 33 年度

- ・進出後に税を活用した企業数 37 社
- ・上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 15,670 人

実現状況：

	平成 28 年度	平成 29 年度
本制度の適用を受けた企業数	21 社	15 社
上述の雇用者数の増加	3,589 人	2,165 人

※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」では、適用企業の情報までは公開されないため、雇用者数については、沖縄県が実施したアンケート調査をもとに推計した。

※推計の計算過程

（平成 28 年度）

- ・沖縄県企業アンケート調査による平成 28 年度適用企業数とその雇用者数：13 社、1,879 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明）
- ・1 社当たりの雇用者数：171 人（1,879 人/11 社）
- ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：10 社
- ・平成 28 年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数：
1,879 人＋10 社×171 人＝3,589 人

（平成 29 年度）

- ・沖縄県企業アンケート調査による平成 29 年度適用企業数とその雇用者数：15 社、1,877 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明）
- ・1 社当たりの雇用者数：144 人（1,877 人/13 社）
- ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：2 社
1,877 人＋2 社×144 人＝2,165 人

3. 所期の目標の変更について

沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画）において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画（沖縄 21 世紀ビジョン実施計画）において「情報関連企業の立地数」及び「情報関連立地企業による雇用者数」を成果指標として、各種施策を推進しているところ。

本制度はこれらの計画の実現に寄与するものであり、情報通信関連産業の集積・高度化を通じて、自立型経済の構築を図っていくものである。このため、達成すべき目標は実施計画で定めた上記成果指標へ変更し、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定指標としたい。

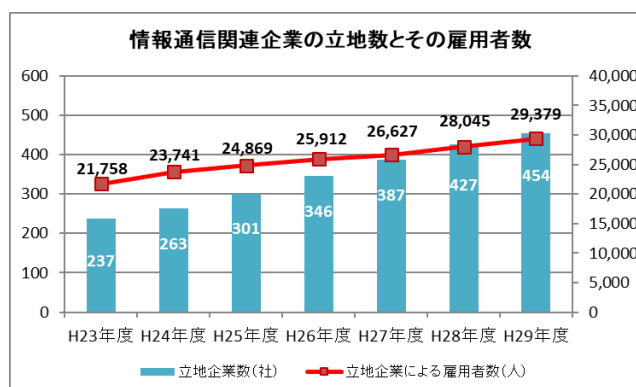
《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

1. 達成目標の実現状況

情報通信関連企業の立地数及びその雇用者数、ソフトウェア業の一人当たりの年間売上高については、目標達成に向けて順調に増加している。特に、立地企業数については、当初（H24年度）の目標値を超える勢いで増加していることから、平成29年度において、沖縄21世紀ビジョン実施計画（後期計画）の策定に当たり、平成33年度の成果目標を上方修正している。（当初目標値：440社、変更後の目標値：560社）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
立地企業数（社）	346	387	427	454
雇用者数（人）	25,912	26,627	28,045	29,379
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高	1,263	1,213	1,379	—
立地企業の増加率（％）	15.0	11.8	10.3	6.3
雇用者数の増加率（％）	4.2	2.8	5.3	4.8
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率（％）	49.6	△4.0	13.7	—

※立地企業数と雇用者数については、沖縄県調査※ソフトウェア業一人当たりの年間売上高については、平成25～27年までは特定サービス産業実態調査（経済産業省）。平成28年は経済センサス（総務省）。



なお、進出後に税を活用した企業数及び当該企業による雇用者数については先述のとおり。

2. 制度が延長できない場合の影響

本制度をインセンティブとした企業立地や設備投資等は着実に増加しており、それに伴い情報通信業の生産額等も順調に増加傾向にあることから、本制度は自立型経済の構築に効果的な施策と言える（参考①）。

また、政府において大胆な税制や予算、規制改革等を総動員することで「Society5.0」※の実現を目指す取組みが進められているところ（新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定））、県内産業においてもAIやIoTなどの技術を活用した新たな試みを実施され、生産性の向上等が進められている（参考②）。

今後もこれら取組みを推進していくためには情報通信関連産業の更なる集積及び高度化は重要な課題であり、引き続き効果的な施策

を講じていく必要がある。

しかしながら、本制度が延長できない場合、イノベーション創出のキーとなる情報通信関連企業の立地や、企業の新規取組等に向けた投資インセンティブにマイナスの影響が生じ、結果として他産業の成長にも影響を及ぼし、自立型経済構築の推進力低下が懸念される。

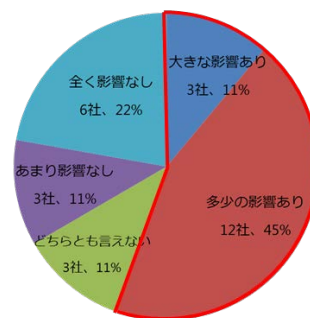
※Society5.0

第4次産業革命（IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）、ロボット、シェアリングエコノミー等）のイノベーションを、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題を解決する社会のこと。

<参考①：沖縄県への企業立地インセンティブについて>

平成20年度から平成25年度までは年平均約21社が立地したことに対して、平成26年度から平成29年度は年平均約38社が立地していることや、沖縄県が平成29年11月に実施した「沖縄振興税制に関する企業アンケート調査」によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約56%となっており、企業にとって一定のインセンティブとなっていることが推察される。

（図1）沖縄への立地・移転の意思決定への影響の有無



※「沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（平成29年11月沖縄県実施）」

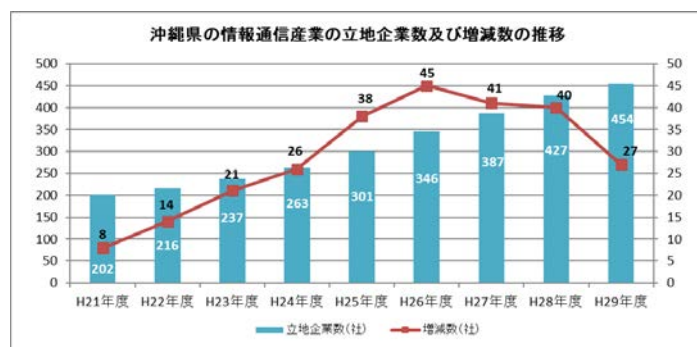
※アンケート対象企業：沖縄県内の情報通信関連企業

※本設問の回答企業数：27社

（図2）沖縄県の情報通信産業の立地企業数及び増減数の推移

立地増加企業数の平均：

- ・平成21年度から平成25年度：21.4社
- ・平成26年度から平成29年度：38.3社



			<参考②：県内産業における事例> ・マンゴー栽培（ＩＴ×農業） 温度や湿度、日照時間等を計測するＩｏＴセンサーにより最適な収穫時期を把握することによる品質の向上 ・海ブドウ養殖（ＩＴ×水産） 水温やＰＨ、酸素量等を測定するＩｏＴセンサーにより最適な量の二酸化炭素の自動供給による品質の向上 ・ゴミ回収の効率化（ＩＴ×環境） ゴミ箱内に設置したＩｏＴセンサーによりゴミの量をリアルタイムで確認することによるゴミ回収の効率化 ・ウェブによる遠隔診断（ＩＴ×医療） 多様な疾患データを収集してデータベース化し、ウェブを通じた遠隔診断を支援。将来的にはＡＩによる診断支援を展開予定
		⑤ 税収減を是認する理由等	本制度は、情報通信関連企業の沖縄への立地を促進し、当該企業の事業活動を通じて、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出に寄与している。具体的には、本制度を活用した企業立地等に伴って、これまで約 2,200 人の雇用を生んでいるところ。 そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を約 135.3 億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による 535 百万円（平成 29 年度の減収額）の税収減を是認する効果があったものと考えられる。 ・税活用企業による雇用者数：2,165 人 ・沖縄県の労働生産性：6,250,983 円 → 県内総生産の押し上げ効果：135.3 億円 ※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額（名目県内総生産/県内就業者数） （「平成 27 年度県民経済計算」（沖縄県企画部）に基づいて試算） また、当該活用企業による直接的な雇用効果や総生産の押し上げ効果のほか、本制度をインセンティブとして沖縄県内への企業立地も活性化しており、本制度は沖縄県の情報通信関連産業の振興や雇用創出の観点から減収是認に足る効果がある施策と考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	情報通信産業振興地域・特区においては、データセンター業、インターネット・サービス・プロバイダ、ソフトウェア業等、多様な業種を（特定）情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。 また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。

		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県では本制度のほか、沖縄振興特別推進交付金等の補助事業もあるが、これらの補助事業では新事業創出支援や地理的不利性の解消への支援を行っているのに対し、本制度では事業者による設備投資等への支援を行っており、役割分担を図っている。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望を踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解			-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			平成 28 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業投資促進税制)の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税4、地方税4(自動連動))(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるもの。 《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。 《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8 法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2、第68条の11 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条、第39条の41 租税特別措置法施行規則第20条の3
5	担当部局		総務省情報流通行政局情報流通振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～32年度
7	創設年度及び改正経緯		平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8トン以上→3.5トン以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)

			長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長) 平成 24 年度 2 年間の延長(平成 26 年 3 月迄の適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加) 平成 26 年度 3 年間の延長(平成 29 年 3 月迄の適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充) 平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長(平成 31 年 3 月迄の適用期間の延長)
8	適用又は延長期間		平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の経営力の向上を図るため、中小企業の設備投資を促進し、生産性の高い設備やIT化等への投資の加速化、経営力の向上を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	平成 31 年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 V. 情報通信(ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政行政の推進
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。 ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5 ポイント程度の水準を維持する。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約 6 割となっており(平成 28 年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。						
10	有効性等	① 適用数	(単位：件)						
				平成 27	28	29	30	31	32
		適用件数	63,342	73,705	73,042	72,384	71,733	71,087	
		(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年度)より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用数(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。							
		② 適用額	(単位：億円)						
				平成 27	28	29	30	31	32
		適用額	3,901	6,246	6,190	6,134	6,079	6,024	
		(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年度)より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用額(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。							
		③ 減収額	(単位：億円)						
				平成 27	28	29	30	31	32
		法人税	825	1,182	1,171	1,160	1,150	1,140	
		法人住民税	106	152	151	150	148	147	
法人事業税	55	87	86	86	85	84			
(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年度)より推計。なお、中小企業投資促進税制の減収額(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。									

④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》							
		中小企業の業況は持ち直しつつあるが、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は減少・横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。							
		年・期		設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断 DI	
		20 年	I	71	年間	26.0	年間	2	年間
			II	71.8	平均値	25.0	平均値	4	平均値
			III	71.9	70.8	26.1	25.0	5	5
			IV	68.4		22.9		9	
		21 年	I	64.8	年間	19.0	年間	18	年間
			II	62.2	平均値	19.5	平均値	20	平均値
			III	55.8	58.8	19.1	19.6	19	18.5
			IV	52.5		20.7		17	
		22 年	I	51.1	年間	21.2	年間	13	年間
			II	51.1	平均値	23.2	平均値	12	平均値
			III	55.1	53.1	24.7	23.6	9	10.5
			IV	55.2		25.2		8	
		23 年	I	52.8	年間	24.9	年間	7	年間
			II	53.8	平均値	22.8	平均値	8	平均値
			III	49.9	52.2	23.5	23.6	6	6.5
			IV	52.2		23.0		5	
		24 年	I	52.4	年間	25.0	年間	5	年間
			II	52.3	平均値	28.3	平均値	6	平均値
			III	54.0	52.9	29.1	27.7	6	5.8
			IV	52.9		28.2		6	
		25 年	I	53.7	年間	31.5	年間	6	年間
			II	55.6	平均値	33.0	平均値	5	平均値
			III	55.4	55.0	33.9	33.9	3	3.5
			IV	55.4		37.0		0	
		26 年	I	54.9	年間	37.7	年間	-1	年間
			II	54.8	平均値	35.9	平均値	0	平均値
			III	56.0	54.8	36.7	37.0	-1	-0.8
			IV	53.7		37.8		-1	
		27 年	I	55.4	年間	38.0	年間	-2	年間
			II	53.9	平均値	38.4	平均値	0	平均値
			III	54.7	55.0	38.6	38.5	-1	-1.0
			IV	55.9		39.1		-1	
		28 年	I	55.3	年間	37.6	年間	-2	年間
			II	56.4	平均値	38.8	平均値	-2	平均値

				Ⅲ	55.1	55.4	39.9	39.1	-3	-2.5
				Ⅳ	54.9		40.1		-3	
			29 年	I	55.3	年間	40.8	年間	-3	年間
				Ⅱ	53.7	平均値	40.6	平均値	-5	平均値
				Ⅲ	53.3	54.3	40.4	40.5	-5	-5
				Ⅳ	54.8		40.3		-7	
			30 年	I	55.1		41.5		-7	
			(出典) 財務省「法人企業統計」、日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」、日本銀行「短期経済観測調査(短観)」							
			《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》							
			本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。							
また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約 6 割となっており(平成 28 年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。										

11	相当性	⑤	税収減を是認する理由等	本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約 6 割となっており(平成 28 年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。
		①	租税特別措置等によるべき妥当性等	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約 6 割となっており(平成 28 年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業の設備投資を着実に後押ししている。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制がある。 商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。 また、中小企業経営強化税制については、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合により効果の高い措置（即時償却等）を利用できる税制となっている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月

中小企業投資促進税制（適用件数見込み・実績推計）

1. 減収額見込み

（１）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」において、全産業で設備投資を実施した事業者の割合を平成 27 年から平成 30 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出。

平成 27 年度 16.5%

平成 28 年度 16.5%（前年比 0%）

平成 29 年度 17.2%（前年比 4.2%）

平成 30 年度 16.0%（前年比 -6.8%） 平均 -0.9%

※平成 30 年度は上半期までの実績をもとに算出。

（２）租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（以下、「適用実態調査」）の平成 28 年度実績に、（１）で算出した伸び率を掛け、平成 28 年度以降の適用件数及び減収見込み額を推計。

平成 28 年度 73,705 件 1,182 億円（いずれも適用実態調査より）

平成 29 年度 73,042 件（73,705×0.991） 1,171 億円（1,182×0.991）

平成 30 年度 72,384 件（73,042×0.991） 1,160 億円（1,171×0.991）

平成 31 年度 71,733 件（72,384×0.991） 1,150 億円（1,160×0.991）

平成 32 年度 71,087 件（71,733×0.991） 1,140 億円（1,150×0.991）

※いずれも内数

（３）なお、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（以下、「適用実態調査」）の平成 28 年度実績を参考に、平成 32 年度までの適用件数及び減収見込み額を算出すれば以下のとおり。

平成 28 年度 51,375 件（73,705-22,330（※）） 532 億円（1,182-650（※））

平成 29 年度 50,913 件（73,042-22,129（※）） 527 億円（1,171-644（※））

平成 30 年度 50,454 件（72,384-21,930（※）） 522 億円（1,160-638（※））

平成 31 年度 50,001 件（71,733-21,732（※）） 518 億円（1,150-632（※））

平成 32 年度 49,550 件（71,087-21,537（※）） 514 億円（1,140-626（※））

※中小企業経営強化税制減収見込み試算の 1.（３）を参照

2. 地方税減収見込み額

（億円）

	平成 28	29	30	31	32
法人住民税	152	151	150	148	147
法人事業税 （地方法人特別税を含む）	87	86	86	85	84

※いずれも内数

(1) 法人住民税の減収額の試算方法

国税減収見込額 × 0.129 (法人住民税率) = 法人住民税 (A)

(2) 法人事業税の減収額の試算方法

特別償却による減収見込額 × 0.067 (※1) = 法人事業税の減収見込み (B)

法人事業税の減収見込み額 × 0.432 (※2) = 地方法人特別税 (C)

(A) 法人住民税 + (B) 法人事業税 + (C) 地方法人特別税 = 地方税減収見込み

(※1) 外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率 (地方法人特別税を含まない)

(※2) 外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率

なお、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (以下、「適用実態調査」) の平成 28 年度実績を参考に、平成 32 年度までの地方税に係る減収見込み額を算出すれば以下のとおり。

	平成 28	29	30	31	32
法人住民税	68	68	68	66	66
法人事業税 (地方法人特別税を含む)	36	35	35	35	35

以上

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税6・地方税6(自動連動))(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備(1台 60 万円以上)又は器具・備品(1台 30 万円以上)を取得した場合に、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除を認める措置。 《要望の内容》 消費税率の引上げを見据えつつ、中小企業の防災・減災対策を促進する観点も踏まえながら、商業・サービス業を営む中小企業者等の設備投資を引き続き促進すべく、必要な見直しを行った上で、適用期限を 2 年間延長する。 《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 2 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 2 租税特別措置法施行規則第 5 条の 10) 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 3、第 68 条の 15 の 4 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 3、第 39 条の 45 の 4 租税特別措置法施行規則第 20 条の 8、第 22 条の 30)
5	担当部局		情報流通行政局情報流通振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:平成 27 年度～32 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 25 年度 創設 平成 27 年度 2 年間の延長 (平成 29 年 3 月迄の適用期間の延長) 平成 29 年度 2 年間の延長 (平成 31 年 3 月迄の適用期間の延長)
8	適用又は延長期間		平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業(以下「中小商業・サービス業」という。))について、消費税率の引上げ及びこれによる経済情

		勢の悪化懸念を見据えつつ、店舗・サービスの質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について(平成 24 年3月 30 日閣議決定) ・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。 ○消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)」(平成 24 年 10 月 26 日) ・消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。																												
	② 政策体系における政策目的の位置付け	平成 31 年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 V. 情報通信(ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政行政の推進																												
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 消費税率の引上げ及びこれにより懸念される経済情勢の悪化に伴う中小商業・サービス業の売上高への影響を最小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に寄与する。																												
10	有効性等	① 適用数 (単位:件) <table><tr><td></td><td>平成 27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>32</td></tr><tr><td>適用数</td><td>4,892</td><td>4,500</td><td>4,469</td><td>4,437</td><td>4,406</td><td>4,375</td></tr></table> (出典)租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年度)より推計。 ② 適用額 (単位:億円) <table><tr><td></td><td>平成 27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>32</td></tr><tr><td>適用額</td><td>81</td><td>55</td><td>55</td><td>54</td><td>54</td><td>54</td></tr></table>		平成 27	28	29	30	31	32	適用数	4,892	4,500	4,469	4,437	4,406	4,375		平成 27	28	29	30	31	32	適用額	81	55	55	54	54	54
	平成 27	28	29	30	31	32																								
適用数	4,892	4,500	4,469	4,437	4,406	4,375																								
	平成 27	28	29	30	31	32																								
適用額	81	55	55	54	54	54																								

		(出典)租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成28年度)より推計。																																																																								
③	減収額	(単位:億円) <table><tr><td></td><td>平成 27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>32</td></tr><tr><td>法人税</td><td>27</td><td>21</td><td>21</td><td>21</td><td>21</td><td>20</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>3.5</td><td>2.7</td><td>2.7</td><td>2.7</td><td>2.7</td><td>2.6</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>1.2</td><td>0.7</td><td>0.7</td><td>0.7</td><td>0.7</td><td>0.7</td></tr></table> (出典)租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成28年度)より推計。		平成 27	28	29	30	31	32	法人税	27	21	21	21	21	20	法人住民税	3.5	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6	法人事業税	1.2	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7																																												
	平成 27	28	29	30	31	32																																																																				
法人税	27	21	21	21	21	20																																																																				
法人住民税	3.5	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6																																																																				
法人事業税	1.2	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7																																																																				
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(小売業)や、食器洗浄機(飲食サービス業)、厨房機器(宿泊業)、最新の美容機器(美容業)を導入し、業務の効率化を図った例等があり、経営改善に資する投資が行われている。また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの声も寄せられている。 平成29年度の売上高DIは、平成28年度と比較し改善傾向。設備投資を行った事業者についても、平成29年度は平成28年度と比較し増加傾向にある。 ＜中小商業・サービス業の売上額DIの推移＞ <table><thead><tr><th>業種</th><th>H26 I</th><th>H26 II</th><th>H26 III</th><th>H26 IV</th><th>H27 I</th><th>H27 II</th><th>H27 III</th><th>H27 IV</th><th>H28 I</th><th>H28 II</th><th>H28 III</th><th>H28 IV</th><th>H29 I</th><th>H29 II</th><th>H29 III</th><th>H29 IV</th><th>H30 I</th></tr></thead><tbody><tr><td>卸売業</td><td>-5</td><td>-32</td><td>-12</td><td>-16</td><td>-14</td><td>-13</td><td>-10</td><td>-9</td><td>-13</td><td>-16</td><td>-15</td><td>-19</td><td>-14</td><td>-11</td><td>-12</td><td>-13</td><td>-12</td></tr><tr><td>小売業</td><td>-20</td><td>-36</td><td>-28</td><td>-29</td><td>-26</td><td>-25</td><td>-22</td><td>-23</td><td>-27</td><td>-27</td><td>-26</td><td>-25</td><td>-24</td><td>-24</td><td>-25</td><td>-24</td><td>-20</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>-14</td><td>-17</td><td>-16</td><td>-15</td><td>-14</td><td>-13</td><td>-12</td><td>-11</td><td>-14</td><td>-16</td><td>-15</td><td>-14</td><td>-13</td><td>-11</td><td>-12</td><td>-13</td><td>-14</td></tr></tbody></table> (出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」)	業種	H26 I	H26 II	H26 III	H26 IV	H27 I	H27 II	H27 III	H27 IV	H28 I	H28 II	H28 III	H28 IV	H29 I	H29 II	H29 III	H29 IV	H30 I	卸売業	-5	-32	-12	-16	-14	-13	-10	-9	-13	-16	-15	-19	-14	-11	-12	-13	-12	小売業	-20	-36	-28	-29	-26	-25	-22	-23	-27	-27	-26	-25	-24	-24	-25	-24	-20	サービス業	-14	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-14	-16	-15	-14	-13	-11	-12	-13	-14
業種	H26 I	H26 II	H26 III	H26 IV	H27 I	H27 II	H27 III	H27 IV	H28 I	H28 II	H28 III	H28 IV	H29 I	H29 II	H29 III	H29 IV	H30 I																																																									
卸売業	-5	-32	-12	-16	-14	-13	-10	-9	-13	-16	-15	-19	-14	-11	-12	-13	-12																																																									
小売業	-20	-36	-28	-29	-26	-25	-22	-23	-27	-27	-26	-25	-24	-24	-25	-24	-20																																																									
サービス業	-14	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-14	-16	-15	-14	-13	-11	-12	-13	-14																																																									

			＜中小商業・サービス業者のうち、設備投資を実施した事業者の割合＞ <table><thead><tr><th>年度</th><th>割合 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>H24</td><td>13.4</td></tr><tr><td>H25</td><td>14.2</td></tr><tr><td>H26</td><td>15.9</td></tr><tr><td>H27</td><td>15.0</td></tr><tr><td>H28</td><td>15.2</td></tr><tr><td>H29</td><td>15.7</td></tr></tbody></table> (出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」) 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制は、商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。 なお、これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(小売業)や、食器洗浄機(飲食サービス業)、厨房機器(宿泊業)、最新の美容機器(美容業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。	年度	割合 (%)	H24	13.4	H25	14.2	H26	15.9	H27	15.0	H28	15.2	H29	15.7
年度	割合 (%)																
H24	13.4																
H25	14.2																
H26	15.9																
H27	15.0																
H28	15.2																
H29	15.7																
		⑤ 税収減を是認する理由等	本税制は、商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。 これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(小売業)や、食器洗浄機(飲食サービス業)、厨房機器(宿泊業)、最新の美容機器(美容業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られており、中小商業・サービス業の安定化・活性化に有効な措置である。														
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制は、厳しい経営環境にある中で消費税率引上げの影響を受けている中小商業・サービス業を対象としており、必要最小限の特例措置となっている。 また、設備投資に当たり、商工会議所等のアドバイス機関から経営改善指導等を受けることを本税制の要件としていること、対象設備は建物附属設備と器具・備品に限定していることから、政策目的の実現手段として有効なものとなっている。														
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が利用できる他の設備投資促進税制としては、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制がある。前者は、主として機械装置等の投資促進を目的としており、後者は、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性														

			の高い設備を導入した場合により効果の高い措置（即時償却等）を利用できる税制となっている。 これに対して、本税制は、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目的としている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化・活性化等を通じて、地域経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年8月

商業・サービス業・農林水産業活性化税制（適用件数見込み・実績推計）

1. 減収額見込み

- (1) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における中小商業・サービス業者のうち、設備投資を実施した事業者の割合を平成 27 年から平成 30 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出。

平成 27 年度 15.0%

平成 28 年度 14.4%（前年比 -4.1%）

平成 29 年度 15.7%（前年比 9.5%）

平成 30 年度 14.6%（前年比 -7.5%） 平均 -0.7%

※平成 30 年度は上半期までの実績をもとに算出。

- (2) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（以下、「適用実態調査」）の平成 28 年度実績に、(1) で算出した伸び率を掛け、平成 28 年度以降の適用件数見込み及び減収見込み額を推計。

平成 28 年度 4,500 件 21 億円（適用実態調査より）

平成 29 年度 4,469 件 ($4,500 \times 0.993$) 20.9 億円 (21×0.993)

平成 30 年度 4,437 件 ($4,406 \times 0.993$) 20.7 億円 (20.9×0.993)

平成 31 年度 4,406 件 ($4,313 \times 0.993$) 20.6 億円 (20.7×0.993)

平成 32 年度 4,375 件 ($4,222 \times 0.993$) 20.4 億円 (20.6×0.993)

2. 地方税減収見込み額

（億円）

	平成 28	29	30	31	32
法人住民税	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6
法人事業税 （地方法人 特別税含む）	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7

- (1) 法人住民税の減収額の試算方法

$$\text{国税減収見込額} \times 0.129 \text{（法人住民税率）} = \text{法人住民税（A）}$$

- (2) 法人事業税の減収額の試算方法

$$\text{特別償却による減収見込額} \times 0.067 \text{（※1）} = \text{法人事業税の減収見込み（B）}$$

$$\text{法人事業税の減収見込み額} \times 0.432 \text{（※2）} = \text{地方法人特別税（C）}$$

$$\text{（A）法人住民税} + \text{（B）法人事業税} + \text{（C）地方法人特別税} = \text{地方税減収見込み}$$

（※1）外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率（地方法人特別税を含まない）

（※2）外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率

以上

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税5・地方税5(自動連動))(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用できる。
			《要望の内容》 生産性向上に向けた設備投資を後押しするため、働き方改革の実現に向けた取組みを支援する観点等も踏まえつつ、適用期限を2年間延長し、必要な拡充を行う。
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の5の3 租税特別措置法施行令第5条の6の3 租税特別措置法施行規則第5条の11 法人税 租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2、第68条の15の5 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条、第39条の46 租税特別措置法施行規則第20条の9、第22条の31
5	担当部局		総務省情報流通行政局情報流通振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～平成32年度
7	創設年度及び改正経緯		平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設(平成29年3月迄の適用期間の延長) 平成29年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設(適用期間平成31年3月まで)
8	適用又は延長期間		平成31年4月1日～平成33年3月31日(2年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の経営力の向上を図るため、中小企業の設備投資を促進し、生産性の高い設備やIT化等への投資の加速化、経

			営力の向上を図る。																					
			《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。																					
		②	政策体系における政策目的の位置付け	平成 31 年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 Ⅴ. 情報通信(ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 Ⅵ. 郵政行政 郵政行政の推進																				
		③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約 6 割となっており(平成 28 年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。																				
10	有効性等	①	適用数	(単位：件) <table><tr><td></td><td>平成 27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>32</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>63,342</td><td>73,705</td><td>73,042</td><td>72,384</td><td>71,733</td><td>71,087</td></tr></table> (出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年度)より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用数(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。								平成 27	28	29	30	31	32	適用件数	63,342	73,705	73,042	72,384	71,733	71,087
	平成 27	28	29	30	31	32																		
適用件数	63,342	73,705	73,042	72,384	71,733	71,087																		
		②	適用額	(単位：億円) <table><tr><td></td><td>平成 27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>32</td></tr><tr><td>適用額</td><td>3,901</td><td>6,246</td><td>6,190</td><td>6,134</td><td>6,079</td><td>6,024</td></tr></table> (出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年度)より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用額(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。								平成 27	28	29	30	31	32	適用額	3,901	6,246	6,190	6,134	6,079	6,024
	平成 27	28	29	30	31	32																		
適用額	3,901	6,246	6,190	6,134	6,079	6,024																		
		③	減収額	(単位：億円) <table><tr><td></td><td>平成 27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>32</td></tr><tr><td>法人税</td><td>825</td><td>1,182</td><td>1,171</td><td>1,160</td><td>1,150</td><td>1,140</td></tr></table>								平成 27	28	29	30	31	32	法人税	825	1,182	1,171	1,160	1,150	1,140
	平成 27	28	29	30	31	32																		
法人税	825	1,182	1,171	1,160	1,150	1,140																		

			<table><tr><td>法人住民税</td><td>106</td><td>152</td><td>151</td><td>150</td><td>148</td><td>147</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>55</td><td>87</td><td>86</td><td>86</td><td>85</td><td>84</td></tr></table> (出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年度)より推計。なお、中小企業投資促進税制の減収額(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。	法人住民税	106	152	151	150	148	147	法人事業税	55	87	86	86	85	84												
法人住民税	106	152	151	150	148	147																							
法人事業税	55	87	86	86	85	84																							
	④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業の業況は持ち直しつつあるが、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資は横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。 中小企業の設備投資額の推移(兆円) <table><tr><th>年</th><th>投資額(兆円)</th></tr><tr><td>2006</td><td>14.5</td></tr><tr><td>2007</td><td>14.0</td></tr><tr><td>2008</td><td>12.5</td></tr><tr><td>2009</td><td>8.8</td></tr><tr><td>2010</td><td>11.0</td></tr><tr><td>2011</td><td>10.0</td></tr><tr><td>2012</td><td>9.5</td></tr><tr><td>2013</td><td>10.0</td></tr><tr><td>2014</td><td>10.5</td></tr><tr><td>2015</td><td>11.8</td></tr><tr><td>2016</td><td>11.5</td></tr><tr><td>2017</td><td>12.0</td></tr></table> (出典) 財務省「法人企業統計」 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約 6 割となっており(平成 28 年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。	年	投資額(兆円)	2006	14.5	2007	14.0	2008	12.5	2009	8.8	2010	11.0	2011	10.0	2012	9.5	2013	10.0	2014	10.5	2015	11.8	2016	11.5	2017	12.0
年	投資額(兆円)																												
2006	14.5																												
2007	14.0																												
2008	12.5																												
2009	8.8																												
2010	11.0																												
2011	10.0																												
2012	9.5																												
2013	10.0																												
2014	10.5																												
2015	11.8																												
2016	11.5																												
2017	12.0																												
	⑤	税収減を是認する理由等	本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約 6 割となっており(平成 28 年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。																										
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図る																										

			ための設備投資を含む取組を行うことが必要。 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 加えて、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備(機械装置、器具備品、測定工具・検査工具、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約 6 割となっており(平成 28 年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業の設備投資を着実に後押ししている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。 商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。 なお、いずれの措置においても、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除を選択適用できることとされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月

中小企業経営強化税制（適用件数見込み・実績推計）

1. 減収額見込み

（１）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」において、全産業で設備投資を実施した事業者の割合を平成 27 年から平成 30 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出。

平成 27 年度 16.5%

平成 28 年度 16.5%（前年比 0%）

平成 29 年度 17.2%（前年比 4.2%）

平成 30 年度 16.0%（前年比 -6.8%） 平均 -0.9%

※平成 30 年度は上半期までの実績をもとに算出。

（２）租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（以下、「適用実態調査」）の平成 28 年度中小企業投資促進税制の利用実績に（１）で算出した伸び率を掛け、平成 28 年度以降の適用件数及び減収見込み額を推計。

平成 28 年度 73,705 件 1,182 億円（いずれも適用実態調査より）

平成 29 年度 73,042 件（73,705×0.991） 1,171 億円（1,182×0.991）

平成 30 年度 72,384 件（73,042×0.991） 1,160 億円（1,171×0.991）

平成 31 年度 71,733 件（72,384×0.991） 1,150 億円（1,160×0.991）

平成 32 年度 71,087 件（71,733×0.991） 1,140 億円（1,150×0.991）

※いずれも内数

（３）なお、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（以下、「適用実態調査」）の平成 28 年度実績を参考に、平成 32 年度までの適用件数及び減収見込み額を算出すれば以下のとおり。

平成 28 年度 22,330 件 650 億円

平成 29 年度 22,129 件（22,330×0.991） 644 億円（650×0.991）

平成 30 年度 21,930 件（22,129×0.991） 638 億円（644×0.991）

平成 31 年度 21,732 件（21,930×0.991） 632 億円（638×0.991）

平成 32 年度 21,537 件（21,732×0.991） 626 億円（632×0.991）

2. 地方税減収見込み額

（億円）

	平成 28	29	30	31	32
法人住民税	152	151	150	148	147
法人事業税（地方 法人特別税 を含む）	87	86	86	85	84

※いずれも内数

(1) 法人住民税の減収額の試算方法

$$\text{国税減収見込額} \times 0.129 (\text{法人住民税率}) = \text{法人住民税 (A)}$$

(2) 法人事業税の減収額の試算方法

$$\text{特別償却による減収見込額} \times 0.067 (\text{※1}) = \text{法人事業税の減収見込み (B)}$$

$$\text{法人事業税の減収見込み額} \times 0.432 (\text{※2}) = \text{地方法人特別税 (C)}$$

$$(A) \text{ 法人住民税} + (B) \text{ 法人事業税} + (C) \text{ 地方法人特別税} = \text{地方税減収見込み}$$

(※1) 外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率 (地方法人特別税を含まない)

(※2) 外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率

なお、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (以下、「適用実態調査」) の平成 28 年度実績を参考に、平成 32 年度までの地方税に係る減収見込み額を算出すれば以下のとおり。

	平成 28	29	30	31	32
法人住民税	84	83	82	82	81
法人事業税 (地方法人特別税を含む)	51	51	50	50	49

以上

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義、所得税:外
		② 上記以外の税目	
3	内容		《制度の概要》 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が策定する産業振興促進計画を主務大臣(総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣)が認定した地区における、法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、割増償却額:機械・装置は普通償却額の32%、建物・附属設備、構築物は普通償却限度額の48%)の適用期限を2年延長する。 《関係条項》 ・半島振興法第9条の2、第16条 ・租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 ・租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56
4	担当部局		自治行政局地域自立応援課地域振興室
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～32年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和61年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超) 昭和63年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期間の2年延長(1,900万円超) 平成6年度 適用期間の1年延長 (機械等 14/100 建物等 7/100 2,100万円超) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長(2,300万円超) 平成10年度 特別償却率引下げ(機械等 14/100→13/100) 平成11年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100 建物等 6/100) 平成13年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100→11/100) 平成15年度 適用期限の2年延長(2,500万円超) 平成17年度 適用期限の2年延長(機械等 11/100→10/100) 旅館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区:建物等 7/100) 平成19年度 適用期限の2年延長 (旅館業:建物等 7/100→6/100 2,000万円超) 平成21年度 適用期間の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長

			旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 平成 25 年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000 万円超→500 万円以上) 平成 27 年度 適用期限の2年延長 平成 29 年度 適用期限の2年延長
7	適用期間		2年間
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ・半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。 (税制上の措置) 第 16 条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	平成 31 年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を 1.00 未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは 1.00 超)(毎年度) ※社会増減率:社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)を、期間の期首人口で除したもの ※半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指す。その際、過去5ヶ年平均と比べることにより、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させる。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。 また、製造業、情報サービス業等に係る設備投資が促されることで、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。 これらを通じ、関連業種に係る半島地域における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進を図る。
9	有効性等	① 適用数	27 年度：44 件 28 年度：65 件 29 年度：143 件 30 年度：156 件 31 年度：153 件 32 年度：148 件 ※27、28 年度は、「租税特別措置法の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値。 ※29 年度は、関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した数値。 ※30 年度以降は、29 年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。 ※適用件数は 100 件以上で増加傾向にあり、想定外に僅少ではない。 ※算定根拠については別紙参照
		② 適用額	27 年度：163 百万円 28 年度：559 百万円 29 年度：823 百万円 30 年度：912 百万円 31 年度：936 百万円 32 年度：997 百万円 ※27、28 年度は、「租税特別措置法の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値。 ※29 年度は、関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した数値。 ※30 年度以降は、29 年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。 ※事業者の業種については、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。 ※算定根拠については別紙参照
		③ 減収額	27 年度：39 百万円 28 年度：131 百万円 29 年度：193 百万円 30 年度：212 百万円 31 年度：217 百万円

			32 年度:231 百万円 ※27、28 年度は、「租税特別措置法の適用実態調査の結果に関する報告書」をもとに算出した数値。 ※29 年度は、関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した数値。 ※30 年度以降は、29 年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。 ※算定根拠については別紙参照
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 27 年度:1.18 28 年度:1.04 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 全国的に製造業の立地件数が減少傾向にある中、半島地域における製造業の立地件数については近年安定的に推移している。また、本制度を活用して最新の製造設備を導入することで、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業者が複数ある等、投資促進、雇用創出の両面から有効であると考えられる。 本制度が延長されない場合、設備導入に伴う半島地域における雇用創出や地域経済の活性化の効果が減少し、条件不利性に伴う若年層の人口流出や地域活力の減少が予想される。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置による減収額 193 百万円(29 年度)に対し、特例措置対象業者においては 25,856 百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による税収増が見込まれ、これらの効果は 30 年度以降も見込まれることから、税収減を是認する効果はあると考えている。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち産業振興計画に係る地区として関係大臣が認定する地区における製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該産業振興促進計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致するものであるため、対象業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。 また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限で的確な措置と考えられる。 さらに、民間投資を刺激するのみならず、副次的に雇用の創出効果も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。 半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえると、本特例措置を継続して地域資源を有効に活用した小規模事業者等による地域内での経済活動を促進させることにより、半島地域の内発的発展を目指す必要がある。

		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③	地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解			—
12	評価結果の反映の方向性			適用期限後も当該措置を延長することが望ましい。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			平成 26 年 8 月(平成 27 年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人税：義、所得税：外
		②	上記以外の税目	
3	内容			《制度の概要》 奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項に基づき市町村の長が作成する産業振興促進計画を主務大臣が認定した地区における、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5 年間、償却限度額：機械・装置普通償却限度額の 32%、建物・附属設備、構築物普通償却限度額の 48%）。 《関係条項》 ・奄美群島振興開発特別措置法第 11 条 ・租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27 ・租税特別措置法施行令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56
4	担当部局			自治行政局地域自立応援課地域振興室
5	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：平成 30 年 8 月 分析対象期間：平成 27 年度～平成 32 年度
6	創設年度及び改正経緯			平成 10 年度 創設（奄美群島の過疎に類する地区） （機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超） 平成 11 年度 適用期限の 2 年間延長 （機械等 12/100 建物等 7/100） 平成 12 年度 拡充 （過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加） 平成 13 年度 適用期限の 3 年間延長 （機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超） 平成 16 年度 適用期限の 2 年間延長 拡充（離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加） 過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外 平成 17 年度 特別償却率の引き下げ （離島振興対策実施地域に類する地区） （機械等 11/100→10/100 建物等 7/100→6/100） 平成 18 年度 適用期限を 1 年間延長 平成 19 年度 適用期限を 2 年間延長 取得価格要件の引き下げ （2,500 万円超→2,000 万円超） 平成 21 年度 適用期限を 2 年間延長 拡充（情報通信産業等を追加）

			平成 23 年度 適用期限を2年間延長 過疎に類する地区の対象事業から旅館業を除外 平成 25 年度 適用期限の1年間延長 割増償却へ改組 拡充(旅館業を追加) 取得価格要件の引き下げ (2,000 万円超→500 万円超(資本規模により異なる)) 平成 26 年度 適用期限を1年間延長 平成 27 年度 適用期限を2年間延長 平成 29 年度 適用期限を2年間延長
7	適用期間		2年間(平成 29 年度～平成 30 年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 戦後米軍統治下におかれ、昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきた。しかしながら、奄美群島においては、本土との間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されている。また、雇用の場が十分でないことから、若年層の多くが島を離れており、人口流出・人口減少が続いている。 奄美群島においてこれらの現状・課題に対応し、定住人口の確保を図るためには、奄美群島の市町村が推し進める地域外からの事業者誘致及び小規模零細な事業者を含めた民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが必要である。 《政策目的の根拠》 ○奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の安定及び福祉の向上並びに奄美群島の定住の促進を図ることを目的とする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2018 第2章6(5) 人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫を活かした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	平成 31 年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成 30 年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。 目標値 奄美群島の総人口 平成 30 年度末 112 千人以上 (平成 25 年度末現在 115 千人) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自律的発展に寄与する。
9	有効性等	① 適用数	平成 27 年度:4 件 平成 28 年度:3 件 平成 29 年度:3 件 平成 30 年度(見込):6 件 平成 31 年度(見込):10 件 平成 32 年度(見込):12 件 適用実績は全て法人税に係るものである。 平成 27・28 年度の適用件数については、『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 30 年2月 第 196 回国会提出)』を参照した。 将来の適用見込は市町村への聞き取り等により確認し、全て法人税に係るものである。所得税については現時点において正確に適用の見込等を把握することが困難であるため、算入していない。 平成 29 年度の適用件数については、地元自治体への聞き取り等により調査した。 前回要望時の初期の想定において、適用件数は平成 28 年度に 11 件、平成 29 年度に 19 件程度を見込んでいたところだが、実績はいずれも3件にとどまっている。 平成 30 年度においては、新規設備投資を4件と見込んでおり、平成 29 年度からの継続分と合わせて6件の適用を見込んでいる。平成 31・32 年度の新規設備投資件数については、平成 30 年度と同数を想定している。
		② 適用額	平成 27 年度:2 百万円 平成 28 年度:5 百万円 平成 29 年度:8 百万円 平成 30 年度(見込):17 百万円 平成 31 年度(見込):28 百万円 平成 32 年度(見込):35 百万円 将来の適用額は市町村への聞き取り等により確認した。また、将来

		の適用額は全て法人税に係るものであり、所得税については現時点において正確に適用の見込額を把握することが困難であるため、算入していない。 なお、適用額については、以下の式にて算出した。 $\text{適用額} = \text{取得価額} \div \text{耐用年数} \times 0.48 (\text{建物の投資の場合})$
	③ 減収額	平成 27 年度: 0 百万円 平成 28 年度: 1 百万円 平成 29 年度: 2 百万円 平成 30 年度(見込): 4 百万円 平成 31 年度(見込): 6 百万円 平成 32 年度(見込): 8 百万円 減収額の実績は全て法人税に係るものである。 前項『適用額』に記載されている適用額をもとに以下の式にて算出した。 $\text{減収額} = \text{適用額} \times \text{法人税率}$ なお法人税率については平成 27 年度は 23.9%、平成 28・29 年度は 23.4%、平成 30～32 年度は 23.2%とした。
	④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 奄美群島では、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が続いており、平成 29 年度末時点の総人口は 109,515 人となっている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 奄美群島においては有効求人倍率や、一人あたりの所得といった指標で見られるとおり、雇用面に関する課題が多く、若年層を中心に人口の流出が続いている。そのため、雇用状況を改善することにより、就業機会が確保され、人口の流出が抑制される。そのような点から、割増償却制度により地元の事業者の設備投資を促進することは、就業機会の確保等につながり、奄美群島の人口減少の抑制に対して効果的である。 (参考) 平成 29 年度 奄美群島における有効求人倍率 0.98 倍(全国:1.54 倍) 平成 27 年度 奄美群島の一人あたりの所得 2,044 千円(全国:3,059 千円) 平成 27 年度については、割増償却の適用を受けた新規設備投資は 2 件であり、それに伴う雇用者数は 14 人である。設備投資が直接的に新規雇用の創出につながり、奄美群島における人口減少の抑制につながった。 また、平成 28・29 年度については、割増償却の適用を受けた新規設備投資は該当なしであった。 平成 30～32 年度については各年度 4 件の割増償却の適用を受けた新規設備投資により 28 人の新規雇用の創出を見込んでおり、引き続き就業機会の確保及び雇用状況の改善から奄美群島の人口減少の抑制に効果を示すことが見込まれる。

		⑤	⑤ 税収減を是認する理由等	奄美群島は人口約 11 万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたりの所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。 こうした中、割増償却制度が群島内の中小企業による設備投資の際に活用されたことで、平成 27～29 年度においては新規に適用となった件数は2件あり、14 人の新たな雇用が創出されており、政策目的としている人口減少傾向の改善につながっているため、効果と減収額とを比較すると税収減是認効果が見込まれる。
10	相当性	①	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。
		②	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。 また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。
		③	③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
11	有識者の見解			—
12	評価結果の反映の方向性			適用期限後も当該措置を延長することが望ましい。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			平成 25 年8月(平成 26 年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		振興山村における工業用機械等の割増償却							
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義、所得税:外							
		② 上記以外の税目								
3	内容		《現行制度の概要》 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)に基づく振興山村において、市町村が山村振興計画に産業振興を促進する上で必要な事項(産業振興施策促進事項)を関係大臣(農林水産・総務・国土交通)の同意を得て記載した場合、当該計画で定める区域(かつ振興山村地域内)において、個人又は法人(中小企業者:資本金1億円以下)が、機械・装置、建物等・構築物を取得して対象事業(地域資源を活用する製造業・農林水産物等販売業)の用に供したときは、5年間の割増償却(償却限度額: 機械・装置:普通償却限度額の 24%、建物・附属設備、構築物:普通償却限度額の 36%)ができる。 【対象事業種・取得価格要件】 ○地域資源を活用する製造業 <table><tr><td>個人及び資本金 5,000 万円以下の法人</td><td>資本金 5,000 万円超の法人</td></tr><tr><td>取得価格 500 万円以上</td><td>取得価格 1,000 万円以上</td></tr></table> ○農林水産物等販売業 <table><tr><td>個人及び法人</td></tr><tr><td>取得価格 500 万円以上</td></tr></table> 《関係条項》 租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27		個人及び資本金 5,000 万円以下の法人	資本金 5,000 万円超の法人	取得価格 500 万円以上	取得価格 1,000 万円以上	個人及び法人	取得価格 500 万円以上
個人及び資本金 5,000 万円以下の法人	資本金 5,000 万円超の法人									
取得価格 500 万円以上	取得価格 1,000 万円以上									
個人及び法人										
取得価格 500 万円以上										
4	担当部局		自治行政局地域自立応援課地域振興室							
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:平成 27 年 4 月～平成 33 年 3 月							
6	創設年度及び改正経緯		平成 21 年度 創設 平成 23 年度 適用期限の 2 年延長 対象業種からソフトウェア業を除外 平成 25 年度 適用期限の 2 年延長 平成 27 年度 特別償却から割増償却へ改組 適用期限を 2 年延長し、対象事業種を製造業及び旅館業から地域資源を活用する製造業及び農林水産等販売業に見直し 平成 29 年度 適用期限の 2 年延長							
7	適用期間		平成 29 年 4 月～平成 31 年 3 月(2ヶ年)							

8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。一方、地勢等地理的条件は特に厳しく、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。このため、地域資源を活用する事業者の立地や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を通じて、地域のコミュニティの維持・再生を図る。 《政策目的の根拠》 ○山村振興法(昭和40年5月11日法律第64号)第3条第3号 (略)地域の特性を生かした農林産物の加工業及び販売業等の導入(略)を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大する。 ○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年12月3日法律第67号)第1条 農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図る(略) ○農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成29年12月8日改訂) Ⅱ 基本的考え方 森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。 Ⅲ 政策の展開方向 7. 人口減少社会における農山漁村の活性化 高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村については、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。(略)地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘する(略)。 また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。<u>特に、(略)中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。</u> ○食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) 第3 食料、農業および農林に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策 3. 農村の振興に関する施策 (2) 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出 農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進する。
---	------	--------------	---

			こうした取組を通じて、これまで農村の域外に流出していた経済的な価値を域内で循環させる地域内経済循環を進めるとともに、将来的には、地域間での経済的なネットワークを強化し、広域的な経済圏域への発展を目指す。 ① 地域の農産物等を活かした新たな価値の創出 地域の農業者が、自ら生産した農産物をそのまま出荷するだけでなく、その副産物も含め、消費者や実需者のニーズに対応して、加工、直売等を行い高付加価値化を図るほか、地域の特性に応じて、観光農園、農家レストランや農家民宿等の多様な取組と融合した事業展開を図るなど、地域資源を最大限活用し、農業を起点として新たな価値を創出する6次産業化を推進する。 こうした取組を進めるに当たっては、農業者が主体となった取組に加え、多様な関係者と連携しながら行う地域ぐるみの取組を促進することにより、その相乗効果を地域全体に波及させ、地域の活性化を図る。 (中略) ④ 農村への農業関連産業の導入等による雇用と所得の創出 食品製造業など農業関連産業の農村への導入等を通じた、農村における雇用と所得の創出を促進するための環境整備を図る。また、関係府省の連携の下、農村への農業関連産業の誘致等による就業機会の拡大に関する総合的な施策の在り方について検討する。 農産物等の地域資源の活用などにより、ビジネスとしての事業活動と地域の課題解決に一体的に取り組む、いわゆる「社会的企業」(ソーシャル・ビジネス)など、農業・農村の活性化に貢献する新たな取組を進めるための環境整備を推進する。
	②	政策体系における政策目的の位置付け	平成 31 年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 租税特別措置の対象事業種を規定する産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村が、平成31年度中に31市町村、32年度中に24市町村となっていることから、1市町村当たり平均1.8名の新規雇用者が生じると想定し、2年間で98名程度雇用が創出されることを目標とする。 新たな雇用の創出に伴い、交流人口や地域経済が拡大することにより、振興山村地域でのコミュニティの活性化を図る。 (目標とする新規雇用者数の算定根拠) ① 平成30年3月までに産業振興施策促進事項を策定した13市町村において、産業振興施策促進事項に記載した目標とする新規雇用数は88人、投資件数は47件である。 ② 振興山村での投資1件当たりの新規雇用数は、下式より1.8人/件となる。 (式) $88 \text{ (新規雇用数計: 人)} \div 47 \text{ (投資数: 件)} \div 1.8 \text{ 人/件}$ ③ 平成30年度に農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課で実施した「振興山村における設備投資実績等に関する調査」(以下、設備投資実績等調査という。)によると、産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村数は、平成31年度は31市町村、平成32年度は24市町村であり、それぞれ最低1件の投資があると想定(1市町村=1件)した場合、新規雇用数は、平成31年度は55人(1.8人/件×31市町村)、平成32年度は43人(1.8人/件×24市町村)の増加が見込まれ、2年間では98人の新規雇用が創出されると推計される。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (測定指標): 振興山村市町村における本特例措置を起因とした個人、中小企業者の新規雇用者数 (達成目標実施による寄与) ① 経済波及効果の発現 地域資源を活用した産業への投資が促進されることにより、税制特例措置の対象となる個人、中小企業者において新たな雇用が創出されるほか、原料を供給する地域内の農家等の販売機会の増加をもたらし、販売単価の上昇等の効果が期待される。 ② 定住人口の増加 振興山村地域内に新たな雇用が生み出されることにより、人口の流出を防ぐとともに、就職に伴い都市部から移住者の増加が期待される。 ③ 地域コミュニティの活性化 地域資源を活用した経済活動が成り立ち、自立した地域経済が実現することで、地域を再評価する機運が醸成され、地域コミュニティの活性化に寄与するものと考えられる。
9	有効性等	① 適用数	平成27年3月に山村振興法が改正され、税制特例措置の内容が変更されたことから、平成27年度(実績)から本税制特例措置の延長要望期限である平成32年度(見込)までの適用数を下表に記載した。

(産業振興施策促進事項の策定見込み調査より推計)

H27～29 年度に産業振興施策促進事項を策定した 13 市町村への聞き取りによる。(熊本県八代市において米のブランド化による乾燥・精米機等の設備投資が行われ、本税制特例措置を活用)

平成 29 年度までに産業振興施策促進事項を策定した 13 市町村、当課が実施した調査等で平成 30 年度中に産業振興施策促進事項を策定予定とした 16 市町村を合わせた 29 市町村において、少なくとも 1 件の投資が行われると見込み、そのうち約 54% (7/13) の 15 件の投資が税制特例措置の適用を受けると想定した。

※適用件数は平成 30～32 年度に産業振興施策促進事項を策定する市町村において、少なくとも 1 件の投資があるとし、そのうち、平成 27～29 年度に産業振興施策促進事項を策定した 13 件のなかで、平成 30 年度までに設備投資を実施若しくは予定している事業者が 7 件あることから、平成 30 年度以降は、累計策定市町村のうち、約 54% (7/13) の事業者が税制特例措置を利用すると仮定した。さらに、割増償却を 5 年間適用するものとして、下表のとおり適用件数を整理した。

当課で実施した設備投資実績等調査において、産業振興施策促進事項を作成予定とした 31 市町村(31 年度)、24 市町村(32 年度)に加えて、29 年度までに産業振興施策促進事項を策定した 13 市町村と平成 30 年度に産業振興施策促進事項を策定見込みとしている 16 市町村を合わせた 60 市町村(31 年度)、83 市町村(32 年度)において少なくとも 1 件の投資が行われると見込み、そのうち 54%(7/13)が適用を受けると想定した。

適用年度 投資年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
H27 年度	1	1	1	1	1	
H28 年度	—	4	4	4	4	4
H29 年度	—	—	8	8	8	8
H30 年度	—	—	—	16	16	16
H31 年度	—	—	—	—	31	31
H32 年度	—	—	—	—	—	24
(投資件数)	1	5	13	29	60	83
(適用件数)	(実績)	(実績)	(実績)			
54%:7/13	0	0	1	15	32	44

	② 適用額	(単位:百万円) <table><tr><td></td><td>H27～29 年度 (実績)</td><td>H30 年度 (見込)</td><td>H31 年度 (見込)</td><td>H32 年度 (見込)</td></tr><tr><td>適用額</td><td>0.4</td><td>9.3</td><td>19.8</td><td>27.3</td></tr></table> 【平成 29 年度】(実績) 平成 29 年度に産業振興施策促進事項を策定した市町村及び事業者への聞き取りによる。(熊本県八代市から聞き取り調査を行い前掲の適用数と同様に把握した。) ・1,868.4 万円(投資額)÷10 年(耐用年数)×24%(割増償却率)=44.8 万円 【平成 30～32 年度】(見込) 平成 30 年度～平成 32 年度の各年度の適用額は、平成 29 年度までに産業振興施策促進事項を策定済みの 13 市町村に記載された目標投資額(法人と個人の区別していない)より、投資 1 件あたりの適用額を 62 万円※と推計し、前掲の適用数を乗じて、以下のとおり算出した。 ※ 投資 1 件あたりの適用額の算定根拠は、別紙 1 を参照 <table><tr><td>平成 30 年度</td><td>15 件</td><td>×</td><td>62 万円/件</td><td>=</td><td>930 万円</td></tr><tr><td>平成 31 年度</td><td>32 件</td><td>×</td><td>62 万円/件</td><td>=</td><td>1,984 万円</td></tr><tr><td>平成 32 年度</td><td>44 件</td><td>×</td><td>62 万円/件</td><td>=</td><td>2,728 万円</td></tr></table>		H27～29 年度 (実績)	H30 年度 (見込)	H31 年度 (見込)	H32 年度 (見込)	適用額	0.4	9.3	19.8	27.3	平成 30 年度	15 件	×	62 万円/件	=	930 万円	平成 31 年度	32 件	×	62 万円/件	=	1,984 万円	平成 32 年度	44 件	×	62 万円/件	=	2,728 万円
	H27～29 年度 (実績)	H30 年度 (見込)	H31 年度 (見込)	H32 年度 (見込)																										
適用額	0.4	9.3	19.8	27.3																										
平成 30 年度	15 件	×	62 万円/件	=	930 万円																									
平成 31 年度	32 件	×	62 万円/件	=	1,984 万円																									
平成 32 年度	44 件	×	62 万円/件	=	2,728 万円																									
	③ 減収額	平成 30～32 年度の各年度の減収額は、産業振興施策促進事項を策定済みの 13 市町村より、1 投資当たりの減収額 14.4 万円※を推定し、各年度の税制特例措置の適用件数を乗じて算出した。 ※ 1 投資当たりの減収額の算定根拠は、別紙 1 を参照。 (単位:百万円) <table><tr><td></td><td>H27～29 年度 (実績)</td><td>H30 年度 (見込)</td><td>H31 年度 (見込)</td><td>H32 年度 (見込)</td></tr><tr><td>減収額</td><td>0.1</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td></tr></table> 【平成 29 年度】(実績) 平成 29 年度に産業振興施策促進事項を策定した市町村及び事業者への聞き取りによる。(熊本県八代市から聞き取り調査を行い前掲の適用額、適用数と同様に把握した。) ・1,868.4 万円(投資額)÷10 年(耐用年数)×24%(割増償却率) ×23.2%(法人税率)=10.5 万円 【平成 30～32 年度】(見込) 平成 30 年度～平成 32 年度の各年度の減収額は、平成 29 年度までに産業振興施策促進事項を策定済みの 13 市町村に記載された目標投資額より、投資 1 件あたりの減収額を 14.4 万円※と推計し、各年度の税制特例措置の適用件数を乗じて、以下のとおり算出した。 ※ 投資 1 件あたりの減収額の算定根拠は、別紙 1 を参照		H27～29 年度 (実績)	H30 年度 (見込)	H31 年度 (見込)	H32 年度 (見込)	減収額	0.1	2	4	6																		
	H27～29 年度 (実績)	H30 年度 (見込)	H31 年度 (見込)	H32 年度 (見込)																										
減収額	0.1	2	4	6																										

		平成 30 年度 15件 × 14.4万円/件 = 216万円 平成 31 年度 32件 × 14.4万円/件 = 461万円 平成 32 年度 44件 × 14.4万円/件 = 634万円														
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 [達成目標の実現状況](分析対象期間:平成 27 年度～平成 32 年度) 本租税特別措置を活用した個人、中小企業者の新たな投資に伴う新規雇用者数は、平成 27 年度に鳥取県八頭町の農家レストランで 43 人を確認している。 平成 28 年度、平成 29 年度の新規雇用者数は、産業振興施策促進事項を策定した市町村への聞き取り調査により 2 ヶ年で 82 人の新規雇用者数を確認したところ。 平成 30 年度の新規雇用者数(見込)は、1 投資当たりの新規雇用者(雇用増加者)数が、前掲の「8 必要性等」の「③ 達成目標及びその実現による寄与」に示した 1.8 人/件であることから、前掲の「9 有効性等」の「①適用数等」に整理した表「各年度の租税特別措置の適用件数と投資件数」の平成 30 年度の投資件数 16 件に乗じて、28 人(16 件×1.8 人/件)とした。 前回評価時の平成 29 年度、平成 30 年度の目標(各年度の新規雇用者数 30 名・40 名)については、平成 29 年度は目標を達成し、平成 30 年度は岡山県西粟倉村では、家具製造工場での設備投資による新規雇用者数の増加等が見込まれるため目標を達成できる見込みであり、本租税特別措置による効果が発現するものと考えられる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ○雇用効果の状況 (単位:人) <table><tr><th>区分</th><th>27 (実績)</th><th>28 (実績)</th><th>29 (実績)</th><th>30 (見込)</th><th>31 (見込)</th><th>32 (見込)</th></tr><tr><td>雇用増加数</td><td>43</td><td>52</td><td>30</td><td>28</td><td>55</td><td>43</td></tr></table> (農林水産省 地域振興課調べ) 振興山村における民間事業者の設備投資の実態を踏まえた今後の新規雇用者数の推計者数は、平成 31 年度が 55 人、平成 32 年度が 43 人であり、本税制特例措置の要件となる産業振興施策促進事項の策定数が増加することにより、対象地域が増えることから、目標は達成されると考えられる。 平成 31 年度:55 人 平成 32 年度:43 人 (根拠) 平成 31 年度: 1.8 人/件 × 31 市町村 = 55 人 平成 32 年度: 1.8 人/件 × 24 市町村 = 43 人 計算根拠は、「8 必要性等」の「③ 達成目標及びその実現による寄与」の記載内容と同じ。	区分	27 (実績)	28 (実績)	29 (実績)	30 (見込)	31 (見込)	32 (見込)	雇用増加数	43	52	30	28	55	43
区分	27 (実績)	28 (実績)	29 (実績)	30 (見込)	31 (見込)	32 (見込)										
雇用増加数	43	52	30	28	55	43										

		[租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響](分析対象期間:平成 27 年 4 月～平成 33 年 3 月) 近年、振興山村では人口減少が進行しており、1985 年比で総人口が約6割に減少しているのみならず、年少人口(0～14 歳)が同年比で約4割に減少(99 万人→43 万人)し、高齢化と人口減少が同時に進んでいる状態である。このため、現時点で対策を取らなければ、振興山村は、人口減少に歯止めがかからず、存続することが困難となることが確実である。 また、このような危機的な状態にある振興山村の基礎自治体は、財政力指数が 0.3 未満である自治体が約9割(当該市町村の区域全体が振興山村地域に指定されている全部山村のデータ)となっており単体で施策を講じることが難しい状態にある。振興山村は全国に点在しており、局所的ではない全国的な課題であることから、基礎自治体、都道府県、国が連携しながら問題に当たることが必要である。 以上を踏まえれば、政府は、人口減少が進む振興山村地域において、地域内に立地する民間事業者の事業拡大を支援し雇用の創出を図ることが必要である。 振興山村市町村の中でも、より厳しい状況にある市町村においては、職員数が少なく一人の職員が多様な業務を抱える状況にあり、山村振興計画の更新が遅れる原因ともなっている。こうした事情から、支援を必要とする地域ほど、税制措置を活用するための山村振興計画の更新等に時間を要しており、本税制措置が延長されなかった場合、これらの地域に支援策が行き渡らなくなり、人口減少や高齢化を加速させてしまう可能性が高い。 こうした事態を回避するためにも、本税制の特別措置を2年間延長することが、必要である。 本税制措置は、人口減少が進む振興山村地域を対象とするため、適用数が大きな数字とはならないものの必要不可欠であり、今回の特例措置を延長し、地域内の個人、中小企業者の設備投資等を促し、地域コミュニティの活性化を図ることが重要である。										
⑤	税収減を是認する理由等	(分析対象期間:平成 27 年度～平成 32 年度) 本税制特例措置は、振興山村における個人、中小企業者に設備投資のインセンティブを与えるものであり、設備投資に伴う経済波及効果が期待される。 本税制特例措置に係る経済波及効果は、下表のとおりであり、いずれの年度においても経済波及効果が、減収額に国債の最低金利保証(0.05%)を乗じた額を上回っており、本特例措置を是認する経済効果があると考えられる。 ○設備投資に係る減収額及び経済波及効果 (単位:百万円) <table><tr><th></th><th>H27～29 年度 (実績)</th><th>H30 年度 (見込)</th><th>H31 年度 (見込)</th><th>H32 年度 (見込)</th></tr><tr><td>投資額</td><td>18.6</td><td>524</td><td>1,014</td><td>785</td></tr></table>		H27～29 年度 (実績)	H30 年度 (見込)	H31 年度 (見込)	H32 年度 (見込)	投資額	18.6	524	1,014	785
	H27～29 年度 (実績)	H30 年度 (見込)	H31 年度 (見込)	H32 年度 (見込)								
投資額	18.6	524	1,014	785								

			<table><tr><td>寄与率</td><td>4.3%</td><td>4.3%</td><td>4.3%</td><td>4.3%</td></tr><tr><td>減収額 × 0.05% (減収額)</td><td>0.005 (0.1)</td><td>0.1 (2)</td><td>0.2 (4)</td><td>0.3 (6)</td></tr><tr><td>本税制措置の経済波及効果 (投資額に寄与率を乗じて税制に係る額のみ の経済波及効果とした。)</td><td>1.2</td><td>37.8</td><td>73.3</td><td>56.7</td></tr></table> ※減収額、投資額の算定根拠は別紙2参照 ※経済波及効果は、「平成 23 年農林漁業及び関連産業を中心とした産業関連表」を使用し、投資実態を勘案して部門を選定して算出した。(別紙3参照)。 ※ 表中の「本税制措置の経済波及効果」は、本税制措置の効果に限定するため、投資額の経済波及効果額を算定した上で、寄与率を乗じて求めた値とした。 ※ 寄与率は、投資額に占める5ヶ年の租税特別措置による減税合計額として、平成 29 年度に投資を行い本税制措置の適用を予定している事業者から次式のとおりに把握した (式) (50 万円 + 0 万円 + 30 万円) ÷ 1,868.4 万円 ÷ 4.3% (国税減税額) (県税減税額) (町税減税額) (投資額) (寄与率) ※ 本税制特例措置による減収額は、「割増償却」によるものであることから、国が失う損失は、「機会費用」と考えられるため、経済波及効果との比較は、減収額に国債の最低金利保証利率(0.05%)を乗じた額とした。 (補足) 平成 29 の投資額は、平成 29 年度に産業振興施策促進事項を策定した熊本県八代市への聞き取りによる。(1,864 万円) 平成 30～32 年度の投資額は、当課で実施した設備投資実績等調査で産業振興施策促進事項を取りまとめ予定とした市町村数に1投資当たりの投資額を乗じて算定した。 <table><tr><td>平成 30 年度</td><td>16 件</td><td>×</td><td>3, 272 万円</td><td>=</td><td>52, 352 万円</td></tr><tr><td>平成 31 年度</td><td>31 件</td><td>×</td><td>3, 272 万円</td><td>=</td><td>101, 432 万円</td></tr><tr><td>平成 32 年度</td><td>24 件</td><td>×</td><td>3, 272 万円</td><td>=</td><td>78, 528 万円</td></tr></table>	寄与率	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	減収額 × 0.05% (減収額)	0.005 (0.1)	0.1 (2)	0.2 (4)	0.3 (6)	本税制措置の経済波及効果 (投資額に寄与率を乗じて税制に係る額のみ の経済波及効果とした。)	1.2	37.8	73.3	56.7	平成 30 年度	16 件	×	3, 272 万円	=	52, 352 万円	平成 31 年度	31 件	×	3, 272 万円	=	101, 432 万円	平成 32 年度	24 件	×	3, 272 万円	=	78, 528 万円
寄与率	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%																																
減収額 × 0.05% (減収額)	0.005 (0.1)	0.1 (2)	0.2 (4)	0.3 (6)																																
本税制措置の経済波及効果 (投資額に寄与率を乗じて税制に係る額のみ の経済波及効果とした。)	1.2	37.8	73.3	56.7																																
平成 30 年度	16 件	×	3, 272 万円	=	52, 352 万円																															
平成 31 年度	31 件	×	3, 272 万円	=	101, 432 万円																															
平成 32 年度	24 件	×	3, 272 万円	=	78, 528 万円																															
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、振興山村地域で幅広く利用されている資源を活用する事業（地域資源を活用した製造業、農林水産物等販売業）を対象とするものであり、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。 また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる意欲のある法人又は個人に限定して適用されるものであり、不特定多数への無秩序な支援ではない。 また、他の手段と比較した場合、 ① 補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資す																																

			るものにはなじまないこと ② 融資は、償還期間内に返済することが必要であるなど心理面での負担感が強いこと 以上の理由から、本特例の方が国・事業者の双方にとって負担の少ない適切な措置である。 本税制特例措置が延長されない場合には、振興山村において中・小規模の事業者へのインセンティブがなくなることから、事業者の活動も低調となり、振興山村の人口減少にも歯止めがかからず、存続が困難となる場合も生じると考えられる。 以上を踏まえれば、特例措置の延長により、地域内で事業を行う者による経済活動を促すことが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	平成 27 年度から実施している「山村活性化支援交付金」は、 ① 地域の未利用資源や地場産品などを地域ぐるみで活用するための組織作りや人材育成 ② 農林業の生産活動を基礎とした山村の協働や共助の促進に取り組む を行う市町村を支援するもの。 一方、本税制特例措置は、個々の事業者の振興山村への立地や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。 このように、両者は、山村活性化支援交付金により組織作りや人材育成等といった地域振興の基礎的要件の確立を支援し、その中から実際に農林水産物等の販売を行う動きが生じた際の設備投資を本税制特例で支援するといった補完関係にある。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし。
11	有識者の見解		本措置の根拠及び期限を延長することが妥当。 (平成 28 年 8 月 農林水産省政策評価第 3 者委員)
12	評価結果の反映の方向性		適用期限後も当該措置を延長することが望ましい。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年度税制改正要望時(平成 26 年 8 月)